

第4回智頭町議会定例会会議録

平成25年12月12日開議

1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 一般質問

1. 会議に付した事件

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 一般質問

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 大河原 昭 洋	2番 高 橋 達 也
3番 大 藤 克 紀	4番 岩 本 富美男
5番 中 野 ゆかり	6番 平 尾 節 世
7番 岸 本 眞一郎	8番 徳 永 英太郎
9番 石 谷 政 輝	10番 酒 本 敏 興
11番 南 肇	12番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（19名）

町 長	寺 谷 誠一郎
副 町 長	金 児 英 夫
教 育 委 員 長	酒 本 弘 道
教 育 長	藤 原 孝
病 院 事 業 管 理 者	安 藤 嘉 美
総 務 課 長	葉 狩 一 樹
企 画 課 長	岡 田 光 弘
税 務 住 民 課 長	西 沖 和 己
教 育 課 長	長 石 彰 祐

地 域 整 備 課 長	安 藤 充 憲
山 村 再 生 課 長	上 月 光 則
地 籍 調 査 課 長	草 刈 英 人
福 祉 課 長	岸 本 光 義
総 務 課 参 事	矢 部 整
税務住民課参事兼水道課長	萩 原 学
福 祉 課 参 事	國 政 昭 子
会 計 課 長	寺 坂 英 之
病 院 事 務 次 長	寺 谷 和 幸
代 表 監 査 委 員	小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	河 村 実 則
書 記	塚 越 奈 緒 子
書 記	森 本 宝

開 会 午 前 9 時 0 1 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、大河原昭洋議員、2番、高橋達也議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（谷口雅人） 日程第2、一般質問を行います。

質問者は、お手元に配付のとおりです。

それでは、受け付け順にこれを順次行います。

初めに、酒本敏興議員の質問を許します。

10番、酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 智頭病院の現状と今後の取り組みを問うと題しまして、質問をいたします。

三位一体の充実したサービスを提供しよう。平成17年2月に開設をした福祉総合センターの中核となす智頭病院は、開設して以来59年。山間部の地域医療に敢然と立ち向かう自治体病院の存在は、私たちの誇りであります。平成23年に策定された第6次智頭町総合計画にも、地域医療の積極的な展開を約束しています。

しかしながら、時代の移り変わりはいかんともしがたく、平成16年に導入された臨床研修制度や2年ごとに実施される診療単価見直し等により、医師の偏在から端を発す経営改善を余儀なくされるという、重大な岐路を迎えています。

その原因を解くには、まず、智頭病院の財政分析と財政強化を探らなければなりません。

そこで、質問の1であります。一般会計と公営企業会計の仕組みの相違と、その経営課題について町長の戦略を問います。あわせて、地域医療を守るとして最前線で模索する病院事業管理者のほとぼしる情熱もお聞きできればと考えています。

以下、質問席にて質問いたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 酒本議員の病院についてのご質問にお答えします。

病院は、智頭町民にとってはなくてはならない施設であると思っております。高齢化が進む昨今において、病院があることで、どれだけ、いざというときに安心感が持てるか、その存在感は大きいものがあります。

しかし、病院があるということだけでは、その存在感、ありがたさが違ってまいりますので、必要な医療提供、そして医療サービスの向上が求められるものがあります。

今、智頭病院では、改革プランに沿って、一般会計も相当額の繰り出しを行いながら、経営の健全化に向け取り組んでおりますが、病院の自助努力もあって、上半期においてはおおむね良好に運営できていると報告を受けています。近いうちには、この不良債務も解消されて経営の健全化が図れるものと考えています。

今後においては、スタッフの確保、特に医師及び看護師などの確保という心配な面もありますが、6月から新事業管理者を迎え、いろいろ考えてもらっており、町としても引き続き応援しながら、施設の特徴である保健・医療・福祉を生かした、町民が期待する病院づくりが一層進むものと期待しております。

会計の仕組み等、詳細につきましては病院事業管理者から答弁をさせます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 酒本議員の病院の財政強化という点でご質問いただきました。まず、会計の仕組みからご理解していただくために、ご説明申し上げます。

まず、一般会計と企業会計の違いからお話ししてみたいと思いますけども、一般会計は歳入、歳出で予算を組み立てます。対して、地方公営企業会計では収益的収入と支出、資本的収入と支出、この2本立てで予算を組み立てることになります。これは、日々の営業実績をあらわす収支と病院建設や高額医療機器の購入など長期的な収支に分け、総合的に事業状況を把握するものであります。

基本的に、一般会計は現金支出を基準とする現金主義に対し、企業会計は債務等の発生の事実を基準とする発生主義に基づくものであります。これには減価償却費等の現金支出を伴わないものも含まれております。また、一般会計が消費的経済活動を行うことに対し、企業会計は生産的経済活動を行うこととなります。つまり地域住民に対しサービス等の提供を行い、これに対して対価である料金によって原価を回収し、継続的にサービス等を維持しなければならないものであります。

そして、年度ごとに損益計算書によって、期間中の経営状況が明らかにされるとともに、貸借対照表によって財政状況が明らかにされることとなります。

言葉の説明だけでは、なかなか理解しがたい問題と思いますが、要は収支会計が2本立てであること、そして損益計算書、貸借対照表もあり、経営状況ばかりでなく、財政状況も見て総合的にどうなのか判断する仕組みとなっております。

一般的に、収益的収支の数字だけを見て、黒字、赤字ということを言われますし、損益計算書上で累積欠損金を多く抱えているとか言われますが、例えば、収益的収支が黒字であっても、資本的収支で大きな不足額があれば、資金的、要するにお金の余裕がなくなって赤字となります。また、反対に収益的収支が赤字であっても資本的収支の不足額が少額であれば、累積欠損金というものは増加しますが、資金的には黒字というような場合もあります。このようなことから、現行の会計制度においては、どんなに大きな累積欠損金を抱えていても、貸借対照表で流動資産が流動負債よりどれだけ大きな数字となっているか。わかりやすく言いますと、短期借入金がなくて現金預金を幾ら持っているかであると思います。月々の支払いの3カ月以上の現金預金があれば健全経営と言えるのではないかと私は思っております。以上です。

○議長（谷口雅人） 酒本敏興議員。

○10番（酒本敏興） 町長の今後の展開と、それから管理者の詳細を聞かせていただきました。

今、管理者の話では、公営企業会計、いわゆる発生主義と、一般会計、現金主義の違いを認識すべきであるということは、先般の民生常任委員会でプロジェクターとともにですね、グラフも踏まえまして説明をいただきました。そこで私たちも、この違いを勉強して、そして病院の収支をどうあるべきかということを考えなければいけないということで、今回の質問に立たせていただいております。いわゆる累積赤字がたくさんあって、病院が非常に緊急な困窮をしているというようなことを町民の皆さん方の風聞が出てまいりました。したがって、病院は大丈夫かいや、何をしとるんだいやというような声がひとり歩きするのが私は心配であります。

したがって、今の管理者の答弁の中で、基本的な財政分析をすべきであるということをございますけれども、もう少し具体的にお聞きをしたいなというぐあいに思います。

昨年度の決算資料を見ますと、今お話が出ましたように、損益計算書の繰越欠損金、貸借対照表の流動資産・流動負債から見る財政分析が大事ですよということでもあります。じゃあ、今の繰越欠損金、それから当年度の純利益、当年度の未処分欠損金という数字が出てまいります。いわゆる町民の間でひとり歩きするのは、この当年度未処分欠損金の金額であります32億1,286万6,000円。

ただ、これは財政投資、建設資金も含んでいますので、この辺の欠損金の処理をどう償却するかということは、ただ一つ智頭病院だけの問題ではない、智頭町の問題であるというぐあいに考えます。

そこでもう少し詳しく説明をいただきたいんですけども、流動資産から流動負債を引いた債務超過がどうであるかというところであります。平成20年度から昨年度の決算までを見ますと、21年度、22年度を除いて債務超過であります。したがって、今、管理者が言われましたように、債務が超過しておりますので、現金がいわゆる不足しているということであります。この辺のことにつきまして具体的に説明をお願いをしたいと思っております。町長のほうで質問をいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、現金が不足しておるということは事実でありますし、そうは言いながらも、本町としても町民にいわゆる安心していただくためには、何としても支えなきゃいかんということで、正直応分ないいわゆる病院に対する支出もしております。そういった中で、今、管理者が説明申し上げましたように各種データを、かなり今回はデータを示しながら、他の病院とも比較しながらというようなデータもつくっておりますので、管理者のほうから説明をさせます。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 資金の不足額についてのお尋ねでした。24年度決算におきまして、現在、智頭病院が資金不足を抱えている金額は、具体的に申しますと、流動資産が2億7,182万3,000円です。対しまして流動負債が2億9,463万4,000円ということで、その中に一時借入金1億5,000万あります。その差し引きは2,281万1,000円の資金不足を生じておりまして、これを不良債務額というわけです。この不良債務、要するに資金不足額をいかに早く解消することであろうかと、このように考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） 先ほど町長が言われましたように、この財政分析の中でいわゆるこれから考えていかなきゃいけないのが、医師の、看護師の不足等々の要因もございまして。また、患者数の減数ということも考えられると思っておりますけれども、先ほど各種データからいろいろな資料が出ているということは、町長のほ

うで答弁いただきました。

そこで私、2番目の質問に入りますが、各種データから考察する智頭病院の課題ということでもあります。

先般の説明資料の中にもたくさんのグラフを説明いただきました。多分これは執行部も当然ごらんになっていると思うんですけども、智頭病院のレセプトデータから見る平成23年度と24年度の対比では、外来収益が極端に減っているということが見受けられます。また、県内の公立病院、50から99床の病院ですけれども、年度別決算をひもといたこの智頭病院のデータ分析。非常に怖いデータ分析であって、非常にショックを受けました。このデータの中に、外来患者1人1日当たり診療収入内訳、それから医業収益に対する費用比率、流動資産・流動負債比較、総収益・総費用比較等々、県内の今言いました自治体病院に劣る智頭病院の厳しい実績がここにグラフとしてあらわれています。一体何に起因するデータなのか、あるいはどういうところに欠陥があるのか。いや、そうじゃないんだよ、この件に関してはこういうことですよというようなことがありましたら、次の質問に入るまでに明らかにしていただきたいということでもあります。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） データのことについていただきました。

私は6月中旬に着任いたしまして、まずデータ面から見て、智頭病院の現状はどうかということを知りたくて、平成23年度決算における全国の100床未満の病院平均、そしてあわせて県内の岩美、西伯、日南病院のデータと智頭病院の現状を、患者の状況、職員の状況、会計の状況などを比較検討いたしました。

先ほど酒本議員も言われましたけども、最近、智頭病院の外来患者の減少傾向というのは、ちょっと異常な事態になっております。この問題についてもこれから、今、対策を検討しておりますが、このデータ上で見ますと、酒本議員はちょっと指摘されましたけども、私のほうでは各項目いろいろあるわけですけども、その大半の項目において智頭病院はおおむね他病院と大きな差は見られませんでしたと、こういう解釈を持っております。その中で、職員の平均年齢が少し高いこと、これは結果的に給与費の負担が多くなるということにつながりますが、そして病院建設に伴う費用が多いということ、いわゆる借入金の償還金なり減価償却費ということ。この2点と、一番大きいのは、県内の3病院はどの病院も多くの現金預金を保有しているのに対して、智頭病院においては短期借入金のほうが

多いということが、課題としてあると考えます。

この内容につきましては、病院内部各所属長で構成する運営会議で公表いたしました。このときまず強調したことは、病床の稼働率についてであります。当病院の稼働率は90%弱ということで、この90%が低いのかと思っていましたが、他の病院も全国的にも同程度なのかなということで理解しました。しかし、せっかくの財源となる施設を持っておるわけですから、職員に対して、この稼働率が95%になれば単純計算で4,000万円程度の増収になると、こう申しました。ところが、10月末現在で94%まで稼働率が伸びてきました。この点、職員の反応の早さに驚くとともに、自分自身もしっかりとかじ取りしなければいけないのかなと、このように思っておるところでございますが、このデータとともに、先ほど言われました患者減少傾向がとまらない、この点につきまして私自身、町民の方々がそれに対してどのように思っておられるのか、どのようなニーズがあるのか、各地区に出向いてそのご意向をお伺いしたいと、このように考えております。時間をかけて年度内には何とか回りたいものだと、このように考えております。

それから、一つ課題になるのは消費税の改正でございます。来年4月から消費税が8%に上がります。病院の診療費につきましては非課税でございます。ということは、本来消費税は、事業主が売り上げによって得た消費税分から、仕入れにかかった消費税を差し引いて納税するシステムとなっております。しかし、病院の売り上げである診療費から得る消費税はありません。このようなことで、受けた消費税はゼロですが、支払った消費税、いわゆる材料費とか、消耗品とか、これら払った消費税はそのままで計算されまして、ゼロに対して負担しているのに、それ以上にまだ消費税を病院として納付しなければならないというようなシステムになっております。

国は、診療報酬の中にこの消費税分は反映していると言いますが、来年4月の診療報酬改定は少なくとも3%アップすると考えられるんですが、現在の報道におきましては、この報酬改定はゼロまたはマイナスになるだろうと、このような報道を受けておるわけでございます。これが事実そのようになるとすれば、平成24年度に2,700万納税しておりますが、その消費税が1,000万から1,500万の負担増になるだろうと、このように考えておりまして、これは本当に大きな問題だと捉えております。以上です。

○議長（谷口雅人） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） 今の説明の中で、消費税の問題が出てまいりました。これからは町長にちょっと伺いたいと思うんですけれども、昨年度でも2,700万の消費税をいわゆる患者の皆さんから取れない部分を智頭病院が負担しているということになります。今、診療報酬下げようか、上げようか、財務省と厚労省とのいわゆる綱引き合戦が今始まっていると。その中で一番心配しますのは、この消費税を国がどうするんだろうかなということであります。

ご承知のように、財務省は診療単価引き下げえと、こういうぐあいには言っています。その要因は、多くの病院はもうかってますよという話ですけれども、それは大きな病院だけであって、地方や、あるいはちっちゃな自治体の病院は実際に苦労しているんですよね、厳しいんです。その辺のところをわかって財務省が言っているのかどうかというのはわかりませんが、基本的には審議委員会も踏まえて引き下げる。厚労省は、現場の代表ですから、そんなことはあり得ない、引き上げようやという、今いろんな論議がなされて、もう近々出るはずなんですけれども、もし町長、これが消費税の問題を抜きにして国のほうで決定されますとね、消費税が浮いてしまうんですよ。いわゆる従来どおりでも昨年度2,700万持ち出しがあるんですけれども、今の話では、もし3%アップの中に消費税のことが考慮されてなかったら、2倍になるという話ですよね。これは恐ろしい話です。

したがいまして、診療報酬の引き下げ、診療報酬の引き上げもそうですけれども、一体国が消費税どうしてくれるんだと、今ここで関係する自治体が県や国に力いっぱい働ける時期ではないか、こういうぐあいには考えています。そのことをしなければ、せっかく単年度黒字になって、これからいわゆる累積欠損ですけれども、財政投資の分まで償却しようと建設当時のものまで償却しようという機運をね、ここでとってしまうとですね、町長が一番初めに言われましたように、地域の医療をこれからも向上させよう、しっかり守っていこうということがなくなるんではないかと、頓挫するんではないかと、そういう気がいたしますので、それにつきまして町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 消費税の問題をお答えしますが、その前に、きょう新しく管理者になりました、辣腕管理者でございますけれども、るる非常に丁寧な私

にかわって皆さんにご説明したと思います。今までと違った角度でこの病院を実は見てもらっております。そういった面では非常に我々としても安心するところでございますが、酒本議員がこういうご質問をしていただいたんで、新しい管理者のデビューというようなことになったと思って、まずもってこれはよかったなと、そういう今感じがしております。

そこで、消費税改革の件でございますけども、消費税改正の問題ですけども、おっしゃるとおりでございますして、どの病院も実は戦々恐々としております。先般も岩美病院の方ともお話ししたわけですけども、4月からの消費税率が8%、その後の10%、国はこういうふうに言っております。このことについての病院会計の問題意識は十分持っておりますので、おっしゃるように関係機関を通じて抜本的ないわゆる改革を図ることを、要は束になって国に要望しておるとというのが実情でございますので、これはもう手綱を緩めないでどこまでもいわゆる要望してまいるという連携を、他の病院とも連携をとりながら今思っておるところであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） ぜひと急を要する問題でございますので、鳥取市を初めとして、鳥取県の自治体病院が徒党を組んでそのようなところのアクションをお願いしたいと、こういうぐあいに思います。

先ほどの町長の答弁あるいは管理者の思いも聞かせていただきました。ただ私、管理者で先般の研修会の中で一番熱意を感じたのはね、智頭町に資金を繰り出せと、基金を繰り出せということは言っていないんだというお話も中にありました。じゃあ、どうするんですかっていいますと、自分たちで経営努力していくんだと、こういうお話でありましたので、あえて答弁をいただいたと、町長のほうから配慮していただいたということで非常にありがたいんですけども、そこで町長、もう一度お聞きしますけれども、智頭病院の累積赤字は経営で累積して積もった数字ではないということは今、企業会計で聞きました。もちろん債務が出たときには苦勞するんですけども、数字的に。これもうかってたら苦勞しないんですよ、企業会計は。いわゆる利益に税金がかからないということですから。両方のリスクはあるんですけども、建設投資を踏まえた智頭町の福祉総合センター、この建物にもすごい建設資金が要していると思うんですよ。これを償却するには、ただ単に智頭病院だけではなくて、あそこに入っていらっしゃる福祉課、あ

るいは社会福祉協議会、心和苑等々も含んで智頭病院を盛り立てる、その辺のところの連携が必要になるのではないかなというぐあいに私は思っています。したがって、その点につきましては、今までは我々も繰出金少ないんだろう、多いんだろうという議論もしてましたけれども、今は智頭病院が考えている自助努力をね、どうやってカバーしていくのか。それは私、智頭町の責任であろうというぐあいに思います。

したがって、これから3番目の質問に入りますけれども、同僚議員も智頭病院のことで質問する予定がありますので詳しくは言いませんけれども、私はその経営的なものでね、どうやって連携を密にするのか、金銭的なものではなくてどうやって行政的に制度を充実させるのか、外に働きかけるか、このことが非常に大事だろうというぐあいに思いますので、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） なる管理者がご説明申し上げた中で、町長として、私としての、あるいは執行部、町側の気持ちとしては、要するに智頭病院はほかにない、要は保健・医療・福祉、三位一体、そういうシステムの中でいわゆる出発をいたしました。そういった中で、なかなか思うようにはいかない部分もございましたが、やはり今のご時世、三位一体というこのシステムこそがこれからは求められる、福祉社会、高齢者社会に求められる、そういう時代に移行してきたと、このように考えております。

そういった意味で、私は応分の負担というのは、そうは言いながらも歯を食いしばりながら負担というのは必要であると同時に、今申し上げましたように角度を変えて新しい管理者がそれぞれ模索してくれておりますので、そのあたりを一体化して、月に1回、今、三位一体という意味で保健・医療・福祉、私と副町長、そして病院からは管理者、そして社協の会長、そして福祉課課長、参事等々で毎月この会を開いております。今まではこういうことはやっておりませんでした。新しく智頭病院のいわゆる改革のために今やっておるという最中でありまして。そういった意味では、私どもは新しい体制で町民のための病院を、いわゆる安心していただける、そういう病院に誘導していくという覚悟を持ってやっております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 酒本議員。

○10番（酒本敏興） ありがとうございます。時間が来ましたので、私は経

営改善に向けて町長のほうに具体的なことはお任せいたしますけれども、提言をさせていただきます。

財務強化の手だてをしてください。外来収益の改善は、病院だけの問題ではありません、智頭町の保健・福祉・医療の問題であります。この辺につきましても、月1回の会議で検討していただきたい。

それから、保健・医療・福祉の連携ということで今、町長から強い施策を聞きましたけれども、今以上にやっぱり連携を保っていただきたい。そのためには職員の連携も要ると思います。もちろん執行部の連携も要ると思いますが、しっかりとして、せっかく三位一体の病院ができたわけですから、59年もたった病院を核にして智頭町の福祉施策を充実していただきたいと、このことをお願いをして私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 以上で酒本敏興議員の質問を終わります。

次に、石谷政輝議員の質問を許します。

9番、石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 皆さん、おはようございます。

私は、県の手話言語条例制定に基づく町の今後の対応をお尋ねいたします。

鳥取県では、このたび手話言語条例を制定し、来年度より予算をつけて本格的な取り組みをなされることになりました。それは、手話という言語を限られた中で使うのではなく、さまざまな場面でみんなが使えるように広めていき、支え合う社会を目指すことが目的です。手話を学び、手話の世界を知ることは、社会的弱者と言われる方々が苦しみながら手話を守ってきた思いや、歴史と文化に触れることにもつながります。それによって自分を大切にし、そして同じように相手を受け入れることの大切さに気づくことができるのではないのでしょうか。

このような取り組みは、明るいまちづくりに向けた、とても画期的なもので、今後、県民に広く浸透していくことを願うところです。しかし、今後どのような場面でどのように覚えていくのか、教える方も限られているでしょう、県だけの取り組みでは難しい面もあるのではないかと思います。また、普通の勉強のように覚えようとするとおっくうになり、覚えづらくなることも考えられます。ふだんの生活や活動の中に徐々に浸透させていくことが必要だと思いますが、このような県の取り組みを受けて、智頭町では何か今後に向けた方向づけや、智頭町独自の取り組みなどのお考えはあるのでしょうか。

私は、この取り組みを小さな地域から取り入れていくことで、手話を通して言葉の意味を改めて知り、一緒に覚えていくことでコミュニケーションをとることが、まちづくりにつながってくると思います。私も、今後そのように少しずつですが覚えたり使うことができたならうれしく思う一人でもあります。

昨今では、さまざまな言葉が足早に飛び交い、言葉の意味や大切さや重みが薄れており、便利なことではありますがメールでのやりとりもふえて、人と人が面と向かって思いを伝え合うことが減ってきているように思います。

手話では、相手と向き合い、体を動かし、顔の表情も使って言葉を伝え合います。ぜひとも智頭町でもこのすばらしい言語コミュニケーションを改めて見詰め直していただき、まちづくりの一つとして取り入れていただきたいと願うところです。できれば小さなころから手話になれ親しみ、また大人は大人で仲間づくりや、新しい言語の表現を覚えていくことは、とてもよい刺激になると思います。そのような広い視野からのお考えを聞かせていただきたいと思いますので、町長と教育長にお尋ねをいたします。

あとは質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 石谷議員のご質問にお答えいたします。

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明確にするとともに、手話の普及のための施策の総合的・計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もって聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的に、全国初の条例として本年10月11日に公布されたものであり、市町村の役割・責務として、住民の理解を深め、手話を使用しやすい環境の整備に努めることが明記されております。

そこで本町では、あいサポーター運動の一環として、研修を受けたあいサポーターメッセンジャーによる、あいサポーター研修を集落や事業所で実施しているところではありますが、今後もこの研修を継続します。また、各種講演会や研修会において手話同時通訳の導入を推進するとともに、窓口を担当する職員を初め、手話ができる職員を養成する研修を進めてまいります。

また、来年度に東部1市4町で開設予定の東部圏域聴覚障がい者センターの周知を図り、町民への手話学習の環境整備を進めてまいりたい、このように考えて

おります。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） おはようございます。

町長が、今、石谷議員の質問に福祉の視点でお答えをいたしましたので、私のほうからは教育の面からの答弁をさせていただきたいと思います。

鳥取県が先般制定いたしました手話言語条例につきましては、町の教育委員会といたしましても、県条例の第3条の基本理念、それから同じく第5条の規定されております市町村の責務ということに従いまして、可能な範囲で手話を取り入れた学習を展開していきたいというふうに考えております。

現在のところ、町内の小学校、主に3年生、4年生でございますが、総合的な学習、それから道徳の時間の中で、実際に町内の聾者の方を学習支援者として学校にお招きをいたしまして、計画的に手話に触れております。実際に手話によって会話をしてみたり、それから意思の疎通手段として手話の大切さ、それからともに生きる社会の大切さを学んでおります。

また、聴覚障がい以外のさまざま障がいにつきましても体験的に学んでおりまして、将来的に障がいのない者と障がい者が互いに寄り添って、共生するという、先ほど町長が申しましたけども、あいサポート運動にかかわれる人材育成を目指したいというふうに考えております。

このようなことから、本町の学校教育では、県条例制定の意義を生かしながら、手話も含め、広い視点で障がい者問題について学べる教育を今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） 石谷政輝議員。

○9番（石谷政輝） 大変結構な答弁をいただきました。

しかしながらですね、町長、受付の職員の方ですね、皆さんそれが使えるんですか。私が一番危惧するのがですね、少数の弱者が役場をお訪ねになったときに、受付の方がわかってないとそのことが通じないんじゃないかならうかと。それで、受付に関する部分は、そういうところを徹底的に今後指導していただいて、それが弱者に対する一つ一つの前向きにつながる姿勢、行政としての態度であり、トップが望んでいる考えではなからうかと思われてなりません。そこらの辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 先ほどお答えしましたように、窓口を担当する職員を初め、手話ができる職員を養成する研修を進めてまいりたいというようにお答えいたしました。おっしゃるように、多くの職員あるいは我々も、やはり今おっしゃるように、弱者に対するいわゆる優しい心という、そういうコミュニケーションをとる一環としての手話というのは大切であると、こういう認識をいたしておりますので、そういうこれから養成研修を進めるということでご理解いただきたい、このように思います。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。

○9番（石谷政輝） そこで、来年の4月までにね、これが受付といってもいろんな場面の受付があるかと思うんです。そこらのところが早急に急いでやっていただければ、対応が早ければ早いほどことはスムーズに進むんじゃないかと思うわけなんですけども。受付の部署といってもたくさんあると思うんですが、それぞれの場面でね、一般の方が来られるところは。そういうところの部分で幾つぐらいをお考えになっておるんでしょうか。また、その全体的なことのそれを言われても、どれぐらいの人数で、大体この部分に当たる部分には1人か2人は回るようなことができるよとか、そういうようなこと、具体的なことを言っていたかないと、ただ茫然と言われただけでは、おる部署とおらない部署がある、ならないようなこととというような考えもあるんですけども、そういうような意味合いで尋ねておるんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 正直な話、実は本町の窓口到手話でなきゃ通じない、そういう弱者の方が何人一日平均いらっしゃるか、これ実は私、把握しておりません。県が手話の条例を制定したということで、にわかにかこの問題が光を放ってきたと、光を当てたということで、恐らく本町のみならず、鳥取県の各町村も、この問題に対して対処する体制を、今スタートに立ったという時点が正直なところだと思っております。そういった中で、これから例えば1カ月に1人来られてもちゃんと応対できるような、やはりそういう体制は当然とおこななきゃいかんという意味で、おっしゃるように我々としても、今言いました窓口のみならず、いろんな研修をやりながらこの問題に正面から向かっていくという思いでありますので、ご安心いただきたいと、このように思います。

済みません、4月までにもう完璧に皆さんができるということは、ちょっとな

らないと思いますけれども、要はみんなが一生懸命弱者のために頑張っておるといふ姿勢はやはりあちこちで見られるような、そういう体制はしきたいと思っております。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。

○9番（石谷政輝） これまでも町長、実は取り組んでおられる方もかなりおったように私は記憶してあるんです。ところが、それが前へ行かず、後ろへ行かずで、それも広がらずに来ているのが今の状態じゃなかろうかと。そこでですね、いろんな知らせる方法があるかと思っておるんです。私もこの間聞いた話によると、漫画で勉強するとか、本で勉強、要は本ですね、本で勉強したりこうしたりすることでも自助努力してそういうことを覚えることもできるそうですわ。そういうような啓発ですね、そういうようなことにつながるようなことと、受付といってもいろんなこの受付があるというのは、せめて最低限の相手の思いを、少ないといいながらも、あそこに行ったら、「おい、気持ちようにこういうことがな、してただけてな」というようなことにつながるようなね、そういうような第一歩を踏み込んでいけるような智頭町になればと思うし、そのための土台はある程度できているんじゃないかと思うところがあるから、お尋ねをしているところなんです。

そして、職員の中にも何人も使える方もおられるように実は聞いておるところもあるんです。ですから、そんなところに、いや、おらのじゃないですよ、副町長、おるんですよ。そういうところがね、勉強しやすいようにというんかね、そういうような場所につながるようなことに今後なっていったら、一層覚えるのが早いんじゃないかと思っておるわけなんです。そしてまた受付というのは、そういう構えを持ってね、外から来た者でも、中におられる方でも迎える、そういうようなまちづくりにつながればと思っていますのでね、幾ら本人さんが勉強していても、幾ら訴えてでも、受けるほうがわかりません、なんじゃ意味がないわけなんです。何のためにきたのか、何を見て弱者というのか、その対応とはどうすればいいのかという視点に立てばね、私はいとも簡単にこの町行政の姿勢も変わろうかと思っておるんです。そういう意味合いでお尋ねをしているので、もう少しお話が聞けたらと思うんですけど。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 議員がおっしゃるように、職員の中でどれだけ手話がで

きるとするのは、ちょっと私も何のだれべえというところまでは把握しておりません。これから職員のそういう今おっしゃるような職員を例えば先頭に立って、一番早く手話がうまく伝達できるような、そういう方策を研究するとか、それぞれアクションを起こしていきたいと、このように思います。以上です。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。

○9番（石谷政輝） わかりました。

続いて、教育長のほうにお尋ねします。今先ほど聞いておりましたのに、3年、4年のほうで教えているというようなことをお聞きしたんですけども、これも低学年なら低学年ほど覚えが早いとか、そういうようなことをお聞きしていますので、それで以前、教育長がおっしゃっていましたがね、歌に手話を合わせてすればいいじゃないかということもお聞きしたことがあるんですけど、そんなことをすればなるほど早く覚えれるんじゃないかなという思いがあるんです。そういうところのお考えを少し聞かせていただけないでしょうか。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 確かに、議員がおっしゃるとおり、小学校1年、2年からやれば早く覚えるということはあるかと思います。今、主に3年生、4年生で、町内の聾者の方を支援者としてというふうに申し上げました。新年度につきましては、県がテキストを配布するというございます。それを利用することとあわせて、今、議員がおっしゃいました小さいうちからということも再度考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。

○9番（石谷政輝） 今後、手話を広げていくためには、ただ手話を覚えるのではなく、まず職員の手話に対する認識も必要になってくると思います。世の中の現状はまだまだ少数であるがために、悲痛な声が届かずに、苦しみを抱えて生きている方も多くあります。そのような社会構造全体の課題は根深いものがありますが、まずは私たち一人一人が希望を持ち、できることから始めることではないでしょうか。そのような思いを職員全体がまちのリーダーとして持っていただくことが、今後のまちづくりに大きくつながると思います。そのような点についてはいかがお考えでしょうか。これは町長のほうに。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 再三申し上げておるように、きょうの石谷議員の一般質

問の議場においての質問をスタートに、よりよい智頭町のいわゆる町民に対する、弱者に対する、そういう姿勢を襟を正して邁進したいと、このように思います。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。

○9番（石谷政輝） わかりました。

次に移ります。次に、智頭町の民泊事業についてお尋ねをいたします。

この秋、智頭町と中学校との新たな取り組みとして、中学2年生を対象とした町内への民泊事業が行われました。これは、山村再生課が取り組んでいる民泊事業と、中学3年生で行く沖縄への修学旅行の民泊に向けての事前の経験や学習も含めた取り組みをあわせて行ったものと聞いております。また、智頭町に住む子どもたちが、さまざまな交流の中で、智頭町のよさや温かさを見詰め直し、自分たちのまちに誇りや愛着を持つ機会になればと行われたものだったように思います。

取り組みの大まかな趣旨や、智頭町の現状としてはとてもよいことであり、初めての試みでしたが、生徒たちにとっては、ふだん住んでいる智頭町でも、知らないお宅に受け入れてもらうことにより、不安の中にも、改めて智頭町のよさや受け入れてもらったことへの温かさ、また自分の家と一晩離れるだけでもふだんからの家族のありがたさに気づくなど、そのようなきっかけの一つになったのではないのでしょうか。受け入れる側も、町子どもたちと触れ合うことで、これからも智頭町子どもたちを見守っていこうというような、温かい思いが生まれたようでございます。

その反面、初めての試みであったとはいえ、生徒、保護者、受け入れる側への趣旨や具体的な説明や準備も少なく、かなり行き当たりばったりの点もあったようです。結果として、さまざまな声も多く上がってきているようです。関係者とのもっと早くからの協議や打ち合わせがあれば、もっとよいものになっていたのではないのでしょうか。

町内に愛着を持ってもらうことは大切だとは思いますが、民泊でも、町外からわざわざ希望して来られる方をもてなす場合と、また町内の中学生の大きな行事の一つとして行われる民泊とでは、かなり違いもあります。大切な成長段階の子どもたちを預けたり預かることは、ただ楽しければいいというものではないと思います。

今後も、もしこの事業を実施していくには、今回の成果と課題をしっかりと関

係者全体で出して、次につなげていくことが大切だと思いますが、学校現場と町の取り組みとしてそれぞれどのような成果と課題があったのかを町長と、これも教育長にお尋ねをいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 民泊の件でございますけども、おっしゃるように、何か新しい事業を始めようとする場合、全てが100%うまく成功というわけにはいきません。いわゆる模索しながらということでございますが、私は今回のこの民泊事業は、いろいろ問題はあるとおっしゃいますが、本町にとっては非常に新しい、いい事業のスタートが切れたなと自負しております。そういった意味で、町の宝である子どもたちに、智頭よさを感じてもらい、町に愛着を持ち、地元を誇りに思う子どもに育ててほしいという思いから、10月の16、17日に、中学校2年生52人の民泊体験をしたわけでありまして。社会問題が山積している現在こそ、子どもたちの心の教育が求められており、民泊を通じた、いわゆる本物の農山村での体験活動の教育的効果に期待をしております。

そういった中で、民泊体験を終えた子どもたちから、「大人になったら便利な都会に住みたいとずっと思っていたが、智頭に暮らす方の思いを聞き、考えが変わった。大人になっても智頭に住みたいと思う。」という、こういう頼もしい声も聞いておりますので、本町の子どもたちが、中学校を卒業するまでに1回は町内での民泊を体験できるよう、今後も民泊体験を継続実施し、心の教育に生かしていきたい、このように考えております。

そういった中で、私は、ああ、そうかなと考えさせられたのは、ある家庭に3人の別々の地区の子どもが宿泊したと。その中で、その受けとめるおうちの方が、3人だから、いろんなごちそうを3人分、平等に分けられるような形で一皿に盛っている料理をそろえた。ところが、1人の子どもは、自分が好きなものだけを全部とって全部食べてしまった。あとの2人には、その料理がいわゆる口に入ることがなかった。そこの預かったところは、「これ、町長、どういうことなんでしょう」ということの会話の中で、私はやっぱり家庭教育にあるんだなと。家庭教育というものがちょっとずさんじゃないかなと。

それからもう一方は、料理が余ったのでいわゆる隣にお裾分けに行こうや、君もついてこいよと言ったところが、どうして隣の家にあげなきゃいかんのですかという声が返ってきた。いわゆる向こう三軒両隣という、まあ昔ですけども、お

互いが要するに行き合いし始めた。しかし今、その子どもにとっては、子どもが悪いんじゃないくて、その子は不思議でしょうがない。なぜ自分の家のものをよそ様にあげなきゃいかんかという、これも家庭教育の一環と。

そういうことで、先般、小・中・高の保護者会の役員会がございました。このことも、もう少し学校教育あるいは云々でなくて、あなたたち保護者も家庭教育というものはどういうものかももう一回考え直してくれと、そういうむしろ逆提案をいたしました。

こういうことを考えてみて、この民泊というのはいろんな面で私たちも勉強させられるいい教材になったと、このように思っております。以上です。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 民泊体験の話であります。民泊が終わりまして、その後に生徒、保護者に対する調査といいますか、アンケートを行っております。民泊体験を肯定的に捉えた生徒は、全体の約85%でございました。多くの生徒は、ふだん経験できないことが体験できまして、本町のよさやすばらしさを改めて感じ取ったようでございます。町のビジョンでも唱えておりますとおり、本町の教育では「智頭町への誇りを持ち、あすをつくる子ども」を目指しておりますが、民泊体験は、非日常的な場に生徒を立たせながらも、本町でたくましく生きる方々の生きざまや熱い思いを感じることができた事業だと認識をしております。将来を担う子どもたちに、こうした意図的な教育の場を設け、みずからも町の将来にかかわっていく意欲や態度が育つように、継続してこの事業を推進していくことが大切であると考えております。

若干、議員も言われましたように、教育効果を高めるために実施の時期や、それから事前の準備、活動の内容についてさらなる見直しや検討を加える必要もありますが、今後、学校側に本年度の反省点を総括させ、生徒一人一人の心に残り、本町を考える機会となるよう、また民泊関係者の方々にもやりがいを感じてもらえる事業となるよう、来年度に向けた取り組みをより一層推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。

○9番（石谷政輝） 私も町長、一つも悪いとは思っていませんよ。とってもいいことを始めたなって、私個人は思っております。ですが、何点か気になることがあるというのがありました。それは、山村再生課が本当で責任持ってするのか、

いや、教育のほうなのか、ここらのところがね、何か一つはっきり、受けるほうとしてはそんな気持ちがあったんじゃないかなろうかというのが一つあります。

それとですね、聞くところによると、食事がまちまちで、同じ町内に住んでいるものですから、帰った後の子ども同士でしゃべるんですってね。あの家はこれが出てこなかった、それでこっちがよかったなど。そのことがね、いいのか悪いのか今後の推移を見ないとわからないでしょうけども、よく言われるうちはいいんだけど、その反対のときがあったときにどうなるんだろうかということがね、非常に悩む一つにはつながるんじゃないかなろうかと思いましたし、またいいほうでは、一緒に買い物に行くとか、雨さえ降らなったら畑をつくっている家庭は、今、町長が言われたように、そういうような実体験ですとか、そんなようなことをすると。で、晩ご飯でも朝ご飯でも一緒につくるとかいうのがね、ああいうのは団体行動の中において、とてもいいことじゃないかなろうかと思っております。

そういう面がいろいろこうやって見られた中に、やはり今、教育長も同じようなことを言ったと思うんですけどもね、前もっての準備ですね、そこらをちゃんとやっておかないと、泊まる場所も、これは基本はその民泊のところに泊まるのか、いや、違うでと、2年生の保護者のところを何軒か募って泊まるんだとか、そんなところがいまいちだったように思われてなりません。泊まる場所がないから仕方なしというのが山村再生課のあれで、いろんなところに連絡したと私は聞いておるんですけども。ですから、そういう意味において一つずつ前進とは何ぞいやと、やることはいいことなんだけど前進とは何ぞいやというところが、考えるというか思うところがありますし、そういうところの部分で、今度の始まるまでにいろいろと精査して今後に向ければとってもいいことじゃないかなろうかと。子どもらも、智頭の実はよさが初めて気づいたという子どももおりましたね。それでおっちゃんの顔も知らなただけど、おっちゃんの顔を覚えたとかね、おばちゃんの顔を知らなただけど、おばちゃんの顔を覚えた。その人らが挨拶するようになったとかね。町長が言う挨拶運動ですな、そういうことにもつながった。本当にいい面もたくさん今日まであるんです。

ですから、そういうことの総体的なことを含めて、今度やるまでにはそういうものを精査して、しっかりとした回答がいただけるようになればと思って。いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎）　　いろいろ議員の思いはあろうかと思いますが、山村再生課云々ということの中で、実は智頭町は森林セラピーやりました。その中で、ただお客さんが来てきよならではつまらんからということで、智頭町を丸ごと民泊にしようやという、よもや智頭町に民泊、民宿ができるなんていうことは、皆さん恐らく思っていらっしゃらなかった。これが約40軒ぐらいになりました。そこで、もう少しどんどん申し込みがあるんでふやしたいなという中で、いろんなおうちでも経験してもらったほうがいいということ、これが1点。で、その中で、今度は教育面では、子どもたちにもいろんな場所を見せようと、これが2点ですね。

おっしゃるように、いろいろあるかもしれませんが、あったかもしれませんが。しかし、物事というのは全て100点満点からスタートできません。今おっしゃるように、いろんな反省をしながらいくと。しかし山村再生課は山村再生課で、少しでもいわゆる民宿をふやしてほしいという、これも恐らく私は着眼点はすごい着眼点だと思っています。教育の面でも、今言いましたように、いろんな子どもたちが勉強できた。あるいは保護者も考えてもらわなきゃいかん。そういう意味で、来年度からはまたしっかりした計画を持ちながら、これは継続してまいりたいと、このように思っております。以上です。

○議長（谷口雅人）　　石谷議員。

○9番（石谷政輝）　　大変よくわかりました。

教育長、アンケートをとってね、いろんなことが今言われた中に含まれておったと思うんですけど、このアンケートというのは、これ約半分の方ですな、答えているのは。

○議長（谷口雅人）　　藤原教育長。

○教育長（藤原 孝）　　いや、そうではございません。生徒に対しましては55人も答えておりますし、家庭についても、家庭が大体半分少し、52%ちょっとの回答率でございます。

○議長（谷口雅人）　　石谷議員。

○9番（石谷政輝）　　集計結果というのは、ここに出ておるんです。保護者用ですね。これによるとね、保護者の理解力というんですか、3分の1から半分近くが、まだしっかりとした保護者のほうが認識を持ってないんじゃないかならうかって思っているんです。

今、町長の言葉にもあったんですけども、幾らね、こうやって行政、教育長らが力を入れても、そのところがね、力を一緒になって入れてこないと進み方が中途半端になりはしないかと、そういう面でお尋ねするわけなんですけども。その結果ですね、子どものほうは本当に立派な回答をいただいていますし、大変うれしく思っておるんですけども、ですけども、そこらのところが今後の課題になるのではなかろうかと思うんです、保護者のほうが。家庭。ここらのほうはいかがお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） ご指摘のとおりでございます。特に保護者の皆様、それからご指摘がありました山村再生課か教育課か、というようなことも含めまして、もう少しといいますか、理解や連携を深めてまいりたいというふうに思います。それから、もう少しやっぱりことは時期がちょっと遅かったなということで、例えば先ほど言われました野菜の収穫体験でありますとか、そういう民泊家庭の方と共同作業がなるべく多くできるようなことを考えてまいりたいというふうに思っております。余談ですが、食事の個々の献立については、その家庭に任せたいというふうに考えています。

○議長（谷口雅人） 石谷議員。最後です。

○9番（石谷政輝） まだお聞きしたいところは山ほどあるんですけども、時間が来たようで、これで終わりにいたします。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

○9番（石谷政輝） はい。

○議長（谷口雅人） 以上で石谷政輝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は25分ということでよろしく申し上げます。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時26分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平尾節世議員の質問を許します。

6番、平尾節世議員。

○6番（平尾節世） 今回私は、防災対策について町長に質問いたします。

近年の気象状況の変動は、過去の記録を塗りかえるほどの異常気象が続き、気がかりでなりません。日本は、地震、津波、台風や集中豪雨、土砂災害など、さ

まざまな災害が起こる可能性が多い国です。特に昨今の大災害の報道でわかるように、いつ、どこで、どのように起こるかわからないばかりか、想像を超える力で襲ってきます。

幸いにして、智頭町は大きな災害の少ない地域であり、本当にありがたいことだと思いますが、その反面、そのために町民の防災意識は低いように思われます。突然やってくる災害から身を守る備えとしての自主防災知識のできている集落も9集落であり、その集落でさえも全てが毎年避難訓練がされているとは言えないようです。自主防災組織ができてない集落でも、ことし那岐地区では訓練をされた集落も幾つかあると聞きましたが、智頭町87集落から見ると一部のようです。

智頭町の地形を考えると、台風や集中豪雨で大雨が降れば土砂崩れの危険箇所は多いです。川幅の狭い河川の大幅な増水は免れません。地震もないとは言えません。自然の大きな力に対して人間は無力です。いざというときに、動ける人は自分で自分を守る対策をとっておかなければなりません。しかし、日ごろから意識をしていなければ、万が一のとき急には対応できません。

平成23年度に見直された智頭町地域防災計画にも、「災害時における心得等を周知させ、地域住民の防災意識の高揚を図る」とされていますが、町民の防災意識を高めるための施策はどのようにとられているのでしょうか、町長に伺います。

以下は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平尾議員の防災についてのご質問にお答えいたします。

近年、国内では、地震や台風、ゲリラ豪雨などによる甚大な被害を伴う自然災害が多発しており、まさに大災害はいつでもどこでも起こり得ると言えます。

本町では、近年、人的災害を伴ったり、多大な住宅被害が発生するような大災害は幸い発生しておらず、また強固な消防団組織の活動に依存する意識が伝統的に強いところであります。

しかしながら、自分たちの地域は自分たちで守るとの意識で活動する自主防災組織が町内9集落と1地区で結成され、また地区振興協議等が中心となった地域防災組織育成の動きや、防災用品の配布、さらには平成25年度から事業実施しております防災マップ等を作成する、支え愛体制づくり事業に現在10集落の申し込みがあり、それぞれの集落で研修会が計画されるなど、住民主体の防災意識

啓発活動が活発化しつつあります。

町としましても、引き続きこのような活動を積極的に支援するとともに、さらなる住民主体の活動が展開されるよう、各種の機会を捉え地区や集落に出向き、防災マップの作成、避難訓練の実施、防災研修会の開催や、自主防災組織の結成を促すことにより、地域の自主防災活動による地域の助け合いの必要性、各家庭での災害備蓄等の災害への備えなど、防災意識の高揚を訴えることとしています。

新年度におきましては、ハザードマップや避難所マップを作成して町内全戸に配布し、危険箇所や災害発生時の避難先を住民に周知することにより、住民皆様の防災意識の高揚を図るとともに、消防団や自主防災組織、各種団体など住民皆様の参加をいただき防災訓練を実施したいと、このように考えております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 新年度、防災訓練を実施する計画をしているというお答えがありましたので、その部分では少しほっとしたところなんですけれども、11月の23日に町長や議員の方々にもおいでいただきまして、八頭郡連合婦人会で防災をテーマに研修会を開催いたしました。そのときにワークショップで各グループに分かれて話し合ったんですが、私が参加した班だけでもいろいろな知恵や知識が出てまいりました。このような機会を町民の中に浸透させていけば、万が一のときには随分役に立つんじゃないかなと、23日の会を体験して思ったんですが、各集落や地域で自主的にやるべき問題なのかもしれないけれども、自主的になかなかやれない地域や集落もあります。人は、きっかけがないとなかなか行動に移すことができません。きっかけづくりの施策が必要だと思うのですが、来年度ですか避難訓練を、町全体で、じゃあ、いつやるというふうな形で計画をされているのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） ちょっと私には何日というのがわかりませんので、総務課長のから答えさせます。

○議長（谷口雅人） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 現在のところ考えておりますのは、毎年、水防訓練を実施しております。やはりその中で一部の住民だけにかかわっていただいているというようなことをございますので、そこの地区を巻き込んだ避難訓練及び防災

意識の高揚を図るために消火訓練でありますとか、そういうものを今、計画をしておるところでございます。全町というわけにはなかなかまいりませんので、水防訓練を中心に、そういうことをまず始めていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 先ほどの町長のお答えだと私は全町かと思ったんですが、その地区だけということになりますと、やはり私はいろんなことが身につくというのは、一番行動を起こすのが身につくと思うんです。その次に耳で聞くのが身につく。目で見るというのは、もちろんある程度は効果はありますけど、身につく度合いとすると、やっぱり行動を起こすのが一番だと思いますので、その水防訓練のときに合わせて、地区だけではなく、他の地区にも呼びかけていただいて、それでも無理なところは2年、3年、5年してるうちにだんだん、そういうことがよその集落でもされてるような、よその地区でもされているような、じゃあ、うちでもやろうかということも出てくるかと思っておりますので、初めから87集落全部をやっていただければ、それはそれが一番いいんですけども、結果的にそれが無理だったとしても、やはり全町に呼びかけるべきではないかなと思います。

近隣の町村で、若桜町なんかは全町でされているそうですけども、いろんなそれぞれのどこに集まるとかっていうようなのを本部のほうに連絡をして、ことしは何か七、八百人全体では参加されたそうです。そのような町民の中に一番身につくであろう避難訓練をぜひ全体に呼びかけていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然災害はいつ起きるかわからないという中で、先般の伊豆大島のあの災害ですね、私はやっぱり自分で感じたことは、常に緊張感を持っていなきゃだめだなと。全責任は私にございますので、やはり伊豆大島の例は、これぐらいの台風だったら大丈夫だとか、今まで何もなかったから大丈夫だと、そういうやっぱり油断が大きな事故を起こすんじゃないかなと。ということは、今、智頭町は余りそういう災害に見舞われておりませんが、やはりおっしゃるように、いつ何どき起きるかわからないといういわゆる緊張感をやっぱりトップが持つておかなきゃいかんいう、そういう感じを実はいたしました。

そういう中で、それぞれの地区によって違います。今、若桜が全町でやられた

というようなこと、これも人数が2千ちょっとという、3千ということになれば割とやりやすいかな、大きくなればなるほど、なかなか困難じゃないかなと思いつながらぬ、やはりそれは大事でありますんで、これからそれぞれ今言いましたようにハザードマップとか、そういうものを各戸に配布いたしますので来年、そういうことも含めて検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 小さいところのほうがやりやすいというのは、日ごろの活動でも感じますのでそれは理解できますけれども、呼びかけるぐらいは幾らでも、大きくっても小さくっても一緒だと思いますので、ぜひ呼びかけは、私は全体でやっていただきたいと思います。

それから、町長は緊張感を持っているのがトップの責任だっておっしゃいましたが、毎日毎日緊張感を持つのは無理ですけども、やはり自分で自分を守ろうという気持ちは、トップだけではなくて、住民一人一人の責任もあると思います。その辺の緊張感を時々感じるような施策として、また若桜町を引っ張り出しますけども、若桜町は何か非常用持ち出し袋を全戸に配布されているんだそうです。先ほども町長も言われましたように、小さい自治体だからこそやれたことかもしれませんので、ちょっと智頭町では私も無理かなとは思っておりますけども、若桜町の場合、何かかなりしっかりした、中身もいろいろ入った非常用持ち出し袋を全戸配布されているようです。ただ、智頭町でもナップサック式みたいなのを、もうちょっとしっかりした非常用持ち出し袋だと、何か山郷のほうは配られたとかという話は聞きましたけれども、たとえ二重になったとしても、本当は一戸に一袋じゃなくて、個人個人が持ったらいいくらいではないかと思っておりますので、ダブってもそれはそれで構わないと思うんですが、そういうのだとそんなに高価で、値段が高くはないですし、それから中に入れるものというのはやっぱりその家庭とか地形とか、いろんなことによって違うと思いますので、共通のものを入れて、はい、どうぞといって配らなくても、防災チェックリストみたいなものを一緒に配って、その中から我が家に必要なものは入れてくださいよというような形でしたら、ちょっと私がカタログを見て計算したところだと480万くらいあれば各戸に配れることになります。そういうものがもし配ってあれば、時々それを目にすることで町民自体も緊張感をそのときは思い出すというような方法もとれるんじゃないかなと思っておりますが、きょう急にぱつと言っているんです

けども、町長、そういう予算的なことも絡みますので、12月の予算の前にと
思っ
てきょう突然ですが提案させていただいておりますが、いかがでしょう。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） いろんな例があろうかと思いますが、災害の規模にもよ
りますし、状況にもよりますし、緊急なこの袋ですか、そんなものを緊急のとき
に持ち出してかえって邪魔になる場合もあるやもしれませんし、それはいろいろ
あろうかと思いますが、常にこういう何かあったときにはという、そういう意味
では一考あるかもしれませんが、それもまた研究させてもらいながらも、一番い
わゆる何か起きたときにはすぐみんながアクションを起こせるような、そういう
緊張感を常に植えつけておきたいということには変わらないので、この袋の件は
ちょっとまだよく私も100%理解ができておりません。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 非常用持ち出し袋というのは、よく目にされるものではな
いので、町長も簡単に目にしてもらえないんじゃないかと思いますが、ぜひ考え
ていただくようお願いいたします。

それと、最後の質問にも共通するんですが、この地域防災計画を見ると、防災
会議のメンバーというのがありますけれども、誰々とは名前は書いてありません
けれども、役職がいろいろ書いてありまして、それを見せていただいたところ、
女性はその中には入っていない、入らないんじゃないかなと思うようなメンバー
構成です。災害の防災を考える場合、やはり私は女性もその場にいるべきだと思
いますけれども、メンバーの見直しですね、誰かを加えるというような、そうい
うお考えはいかがでしょう。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 別に女性を軽視したわけではないと思いますが、考えら
れることは、そういう災害とか、荒れ狂うそういう状況を想定した場合は、やは
り走ったり、飛んだり、大きな荷物を持ったり、あるいはそういう警備等々、や
っぱり男性のほうが体力的にというような部分もあるかもしれませんが、女性を
というお話になればそれは一考する価値があるかもしれませんが、その辺のとこ
ろをちょっと私もまだ研究をさせていただきたいなど、このように思います。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 災害が起きたときは、確かに力が強いであろう男性とか、

どちらかという若い、余り年寄りでない方とかということが必要かもしれませんが、防災会議で考えるときは別に力は、体験として必要かもしれませんが、その場には女性がいて変じゃないというよりも、女性が必要だと思いますので、その辺のところを考慮していただきたいと思います。町長、今のところ、そのところは詳しく見てないので一考するということでしたので、ぜひ考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。平成16年9月に、大呂山の崩壊の危険とか、崖崩れで芦津に向かう道路がとまってしまって、芦津集落が孤立したことがありました。数日で迂回道路が整備されましたが、このようなとき、急病人やけが人が出れば命にかかわるかもしれません。このようにどこか1カ所が通れなくなると孤立してしまう集落は、ほかにもあるのではないのでしょうか。例えば、私の一番身近で、波多、口波多集落の下には道路と川と山が迫っている場所があります。余り崩落の危険性はないんじゃないかという話も聞きましたけれども、絶対ないとは言えません。もしも道がふさがれたとき病院が必要な状況になったら、迂回路もないし、どうするんだろうという声を地区の人から聞きました。ほかにも同じような危険性のある集落もあると思うのですが、集落が孤立したときの対策というのはどのように考えてあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 集落が孤立したときの対策であります。災害のため集落などが孤立した場合の対策は、大雨などによる土砂崩落や積雪、雪崩等により交通が途絶え、そういう地域、特に山間僻地の小規模集落におきましては、食糧を初め、燃料、医薬品の不足や急病者、けが人の救急搬送などに著しい支障が生じることが予想されます。災害による孤立集落が発生した場合、まず情報孤立の解消が急がれますが、当該地域住民の皆さんと協力して、町所有の衛星携帯電話や、それから移動系防災行政無線を配置して、情報孤立の解消を図ります。

次に、交通の復旧が必要となりますが、各道路管理者と連携し、早急な復旧に努めます。この場合、支援協定を締結している智頭町建設業協会に対して復旧作業の支援要請をすることとしています。

また、必要に応じて県や国土交通省、それから自衛隊などにも支援を要請することも想定されます。交通が復旧するまでの間におきましては、県を通じてヘリコプターなどの派遣要請を行い、代替交通の確保を図ることにより、物資の供給、

それから緊急な医療が必要となった場合の緊急輸送を実施するということ。

なお、通勤通学者など孤立集落等の自宅に帰ることができない方、この方については、避難所を開設して支援すると、このようにしております。

さらには、孤立が発生した場合、代替道路として利用できる林道などを整備するとともに、県などに対しても代替となる道路整備を働きかけるなど、日ごろから代替道路の確保対策を推進してまいりたい、このように考えております。

今おっしゃったように、例えば道路がない、孤立される、代替道路がないところも実はあります、何カ所か。今おっしゃった口波多とか、波多とか、天木とか、八河谷等々。そういうときには、今申しましたようないわゆるあらゆる手段を講じて対処するということになろうかと思えます。

そういうことで、まず孤立したところは、今言いましたような順序を冷静に判断しながらアクションを起こすということにしております。以上です。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 今、町長、食糧とか燃料とか、いろいろ孤立したときの対策を言っていただきましたけども、私は、都会と違って智頭町のような田舎は、孤立したからといって食糧に困るといようなことは余りないんじゃないかと思えます。中山間地域でも助け合えば食べるものは何とかあると思えます。それから燃料も、ふだんは使ってなくても、難しいとは言いながらも何とかなるとは、普通の日常生活分は何かなるんじゃないかな、それが田舎のよさかなと、ちょっと安易な考えかもしれませんが、思っているんですけど、一番困るのはけが人、急病人が出たときです。

それで、今の社会ですから、3日、4日すれば多分何とか日常生活にとまではいなくても、緊急に困ることは解消されると思うのですが、けがとか急病の場合はそんなに待ってられません。そのときに迂回道路のないところというのは、本当に困ることになります。

先ほどもヘリコプターとかという話が出ましたけれども、ヘリコプターの防災計画では、ヘリコプター12カ所出ておりますけども、それから何か以前、先輩議員が質問されたときに、13カ所のヘリコプター発着適地が指定してあるということで、この防災計画に出ていないところ、何か倉谷の奥のほうにあるそうなんですが、それと合わせて13カ所だと思うんですが、波多、口波多とか、天木、八河のほうにももしそういう状況が発生したときが困ると思うんです。

それで、ヘリコプターはそんなに広い場所がなくとも何とか緊急の場合は発着ができると思いますので、田んぼが水田でないときには田んぼでもいいかと思うんですが、梅雨末期の大雨の時期というのは田んぼもそういうことには使えません。やはりある程度この辺をという、智頭町内で見てもそんなにたくさんの数ではありません。今、町長が言われたのであると三つぐらいで済みますので、そういう指定をしておいてはどうかと思うのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） この災害というのは、規模にもより、状況にもより、いろんなことを瞬時に判断しなきゃいかんわけですね。ですから、ヘリコプターがあっても、実際ヘリコプターが飛ばない状況にある場合もあるかと思いますが、そのあたりは常にその状況を冷静に判断して物事を進めるということで、今おっしゃった八河とか天木とか口波多、もしそういう孤立した場合のという想定も、また皆さんと一緒に研究あるいは考えるということも大事なことだと思いますので、あらゆる想定もするということに尽きると思いますので、これは最前申しましたように、常に緊張感を持って事に当たるということであろうと思います。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。

○6番（平尾節世） 考えていただくということで、またまた時間がなくなりますので次の質問に行きます。

6月定例議会で男女共同参画社会実現に向けての質問をいたしましたので、時間がなくて十分に町長のお考えを伺うことができませんでしたので、再度質問させていただきます。

智頭町男女行動参画条例が制定されてから4年目になり、男性も女性も性や世代にとらわれず、個性と能力を認め合う社会の実現が求められています。しかし、条例は制定されても平成24年10月に実施された智頭町男女共同参画意識調査にあらわれているように、社会はまだまだ進んでいません。この意識調査では、男性と女性の意識のずれが明らかにあらわれています。社会の意識を変えるためには、具体的に目に見える施策が必要だと考えますが、町長、このように何か目に見える施策ということをお考えではないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎）　　また時間切れになりそうですので。具体的ということでございますので、目標値を設定するということであろうかと思いますが、現在の本町における審議会・委員会等、町の政策決定過程における女性登用率につきましては25.5%となっており、また自治会役員・公民館長等、地域の方針決定過程における女性登用率は数%という状況でございます。

いずれにしても、委員等の選任に当たっては、公職選挙法や審議会、それから委員会の性格、あるいは各種団体長の充て職での選任など、それぞれについての状況がありますけれども、積極的な登用に向けた啓発を行うとともに、新年度に向け目標の設定を検討していきたいと、このように実は思っております。

なかなか具体的に設定しろという中で、今申しましたように、例えばぜひ各種団体長の長になってほしいということを実はお願いしても、女性側のほうから、ちょっと腰を引かれるというのはままございました、今まで。そういった意味で、粘り強くお願いをしなきゃいかんのももちろんそうでしょうけれども、なるべくそういうことのないようなということで、あえて設定を上げるならば、目標値を平成29年度までの計画期間を40%ぐらいにはというような、そういう思いも実は持っております。時間がありませんので、簡単な答弁になりますけれども、なかなかこの問題も一遍には解決しない部分が非常に多くございまして、しかし、これは決して悪いことではありません。むしろ積極的にやるということになろうかと思っております。

○議長（谷口雅人）　　平尾議員。

○6番（平尾節世）　　今、町長から40%という心強い回答をいただきましたので、すごく何かきょうの実りがあったなという気がしているんですけども、昨日、農業委員会より、女性の登用率を30%にしたいという要請書が議会に出されました。社会が変わりつつあるということが実感できて本当に心強く思ったのですが、社会を変える過渡期には、このようなポジティブアクションがやっぱり必要なんじゃないかと思っております。

町としても訴えていくということですけども、訴えていっても女性が受けてくれないということですが、受けてくれないということに対してのやっぱり対策をまたとるべきだと思いますし、それからそのポジティブアクションとして、例えば今小学校一つになりましたけど、PTAの会長さんが今度はどこの場所だというようなあれもありましたので、そういう半強制的に、私もそれがいいとは思

ませんが、そういう対策でもとって女性も男性も地域づくりに一生懸命頑張るようになれば、最初はちょっと強制かもしれませんが、まちにとってはいい結果が生まれるのではないかと思います。

それから、そういうことを推進する部署。例えば智頭版のよりん彩みたいな男女共同参画センター、倉吉にありますけど、ああいうのの智頭版のようなものとか、それから今は人権推進室の中に男女共同参画もありますけれども、男女共同参画室を設置するとか、そういう施策が目に見えれば、町民にも、「ああ、この社会を進めているんだな」ということがわかると思いますし、町長がそういう方向、町をこんな方向にしたいと目指しているということが町民にも理解されやすいのではないかと思います。その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 確かに今、共同参画で女性の登用がゼロのところは結構あります。小・中PTAの役員とか、老人クラブの役員とか、社協、福祉、公民館長とかで、こういう中で非常に私も困惑しているのは、お願いすると、押しつけるなという方がいらっしゃるんですね。このあたりのいわゆる思いを、もう少しうまくお誘いしないと最後怒られちゃいますので、その辺も私自身も勉強しながら、やっぱりこれからは男女共同参画というものを大事にして智頭町を守っていきたいというようなことで、お誘いする、お願いするいわゆる言葉等々、もっともって研究して当たりたいたいと、このように思います。

○議長（谷口雅人） 平尾議員。最後です。

○6番（平尾節世） 希望に満ちた答えをいただきましたので、以上で終わります。

○議長（谷口雅人） 答弁はよろしいですか。

○6番（平尾節世） よろしいです。

○議長（谷口雅人） 以上で平尾節世議員の質問を終わります。

次に、大河原昭洋議員の質問を許します。

1番、大河原昭洋議員。

○1番（大河原昭洋） 議長の許可をいただきましたので、質問をいたします。

本町における集落の維持再生対策についてお尋ねをいたします。

本町に存在する集落は、居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として、今まで住民の生活全般を支えてまいりました。さらに地域の祭りなどの

伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通して、自然環境を守り、水源の涵養や下流域における土砂災害の防止など、大きな公益的役割を果たしてまいりました。

しかしながら、これらの集落の多くにおきましては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下が見られ、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃や耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害の拡大など、数々の重大な問題が発生しており、今後さらなる高齢化の進展によって、これらの問題はより一層深刻化するおそれがあります。

現在、各集落内におきまして、活動の中心的な役割を担っている方々の年代といたしましては、60歳代から70歳代の方が大半でございます。今のままの状況が10年後の将来も続いているのかといえば、正直困難だと思っております。手おくれになってしまう前に、それぞれの集落の現状や価値について、改めて見詰め直し、10年後を見据えた集落の維持再生の仕組みづくりに、早急に取り組む必要性を感じます。

そこで、一つ目の質問ですが、集落ごとの現在の世帯数や人口の増減、高齢化率の推移、集落機能が維持できているのかなど、本町に存在する集落の現状をどのように認識しているのか、町長にお尋ねをいたします。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 大河原議員のご質問にお答えいたします。

過疎化の進行によって、人口の半分以上が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭などの社会的生活の維持が困難になっている集落を限界集落として、これは本町のみならず、日本全体の懸念材料ともなっております。そういう中で、本町におきましては、この基準に照らし合わせると町内6集落66世帯が該当しております。

昨年の8月からことしの5月にかけて、町内全集落で実施いたしました集落自治座談会におきましても、鳥獣被害対策とあわせて田畑、農業用水路の維持管理、あるいは冬期間の除雪体制において多くの集落の皆さんが苦慮していると、こういうご意見を数多くいただきました。

また、ことし、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2040年の人口推計によれば本町の人口は半減すると予測されており、高齢化の進行

による集落での担い手不足も危惧されることから、重大な危機感を持っておるといふことでもあります。今のところは非常に重大な危機感を持っておるといふのが現状でございます。以上であります。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 先ほどの町長のご答弁をお聞きしまして、各87集落を回られた集落座談会、その中で聞かれた意見として重大な危機感を持っていらっしゃるといふことで、各集落の本当に現状認識について町長の答弁を聞いて、私と同じような危機感をお持ちだといふことでひとまずは安心をいたしました。

しかしながら、どの集落で具体的な課題や集落におけるニーズといふのが、本当に次のステップとしては現状認識から実態把握といふことが必要になろうかと思ひます。残念ながら、この実態把握についてどうのこうのといふことはちょっと質問に入れていなかったんですけども、これから各集落の実態把握等を進められる考へがあるのか、質問には入れておりませんが、もしお考へがあればお願いをしたいと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 実際に、これは今申しましたように、これは本町だけの問題ではないといふことでもあります。この問題については、日本全国が本当に真剣に考へておると。東京集中、そういう日本国の中にあつて高齢者社会、そして若者が、いわゆる都会に出かけてしまうと。これが共通の悩み、あるいは恐怖とでもいいでしょうか、非常に町が、いわゆる存続するに当たっては、これはもう大問題であると。

私は常日ごろから思つておりますが、この問題はただ単に智頭町だけがどうだつていふんじゃなくて、これ国策といふ、いわゆる国としてこの問題を本当にどう真剣に国会の先生方が考へておるか。これはことを大にしてやっぱり私は訴えるべきだといふことを思つております。

そうはいつても、自分たちの町は自分たちで守るといふことではございますので、実際問題87集落を回つてみて大体皆さんおっしゃるのは、いわゆる雪の問題ですね。もう雪かきができなくなつたといふこと、それから水道の問題ですね。今までは水道を集落で管理しておつたけども、これも手に余ると。水道の問題は、今度は方法はあろうかと思ひます。要するに、集落じゃなくつて町が、いわゆるそれを受け持つと、そのかわりお金はいただくといふ方法もあろうかと思ひます

が、おいおい全国的にそういう過疎地域と言われる地域はそういうふうにならざるを得ないんじゃないかなと、そのために国がどうバックアップしてくれるかということが大きな問題になってこようかと、このようなことを思っております。

小さなことはですね、87集落の中で出たのは、やっぱり鳥獣被害。せっかく一生懸命作物つくっても全部食い荒らされると、この問題等々、大体似通っております。こういった中で、智頭町がそういう方たちを見捨てるわけにはいかないということですので、87集落を回った、いわゆる聞き取りの中で、そういう主なものを全町にわたってどうすべきかというようなことも考えていかなきゃいかんと、これはもう大変重要な問題でありますんで、そのようなことを実は思っております。87集落については、大体今言ったようなことが大半でございました。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 先ほどですね、質問には入れてなかった部分につきまして答弁いただきましてありがたく思っておりますけども、現状認識と実態把握ということは一番最初に必要になろうかと思えます。その中で認識をし、実態をしつかりと、本当ならアンケート調査であったりとか、それこそ各集落の区長さん、部落長さんあたりに聞き取りなどをやって、実態を本当に具体的な部分を調査するっていうのが必要かとは思いますが、町長ご自身が集落自治座談会の中である程度大体集落の実態が把握できるとするいうふうなことでございましたので、これからはそれをどのように具体的に分析をしていって、それからその後、ふえてきたそれぞれの具体的な課題に対して解決をしていくための施策をやっぱり講じていくということが次に必要になろうかというふうに思えます。

それで、二つ目の質問でありますけども、集落の維持、再生を今後進めていく中で具体的な対策が必要ではありますけども、その対策を講じていく考えがあるといったしましたらどのように進めていくのか、町長にお伺いいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 大変重要な問題でありまして、具体的な対策を講じる考え云々でありますけども、これは避けて通れない問題と認識しておりまして、現在までに移住定住支援、子育て、それから教育環境の充実などを初め、町全体とさまざまな事業を総合的に展開しているところでありまして、がしかしながら、全体の方向性として少子高齢化の進行するスピードに追いついていない、これが実は現状であります。

現在、本町には地域自治、住民自治を展開する仕組みとして、日本ゼロ分のイチ村おこし運動が住民主体で展開されており、集落協議会から発展して、地区振興協議会が町内5地区で発足し、積極的な活動を展開しております。ここにさまざまな地域課題が集約され、旧小学校の校舎等の利活用推進とも合わせて、新たな地域経営の芽も生まれつつあります。

まず第一段階として、この地区振興協議会の事務局運営に携わる職員として総務省の制度を活用し、地域おこし協力隊及び集落支援員を地域の希望と実情に応じて配置しているところであります。

今後、これらの成果を踏まえながら、地域の実情と受け入れ態勢を勘案し、集落に対する地域おこし協力隊及び集落支援員の配置を検討してまいりたいと、このように考えております。

また、本町の住民提案から生まれた森のようちえんにおいても、子育ての場として自然環境に恵まれた本町に住みたいと申し出される方もふえております。このような方の要望にお応えできるような住環境などを整備することも必要ではないかと、このように考えております。

県とも連携しながら、次を担う若者が希望を持って本町に移住定住できるような取り組みと、現在本町にお住まいの方が引き続き定住できるよう、雇用を含めた定住対策にも力を入れて充実させてまいりたいと。そういう中で非常に私が重視しておりますのは、今申し上げましたように87集落という集落を回りました。回った一番大きなもとというのは、やはりこれからの集落というのは、いわゆる町におんぶにだっこばかりされてもなかなか存続し得ないと。町もそれだけ財政が豊かではございませんので、智頭町のみならず、全国的に。そうなりますとですね、町民があれもしろやこれもしろや、ああもしろ、こうもしろ、じゃあ、あなたはと言うと、わしは汗をかくのは嫌だ、これでは集落を存続させようと思っても、これは絶対に無理が来ます。

そこでいち早く智頭町は要求型はもうやめてくださいと、皆さんの集落は提案型、もしくは協力型、そのかわり提案されたり協力をするというお約束がとれれば、でき得る限りのいわゆる要望にお応えしましょうと。まずここから直していかないと、いわゆる戦後日本がおんぶにだっこ、国におんぶにだっこ、県におんぶにだっこ、そういう体制ではもうやっていけなくなった日本であります。そういった意味では、智頭町は先駆けて87集落を回らせていただいたと。これは必

ず私は生きて返ってくると思います。

というのは、もう既に5つの空き校舎の地区振興協議会において、自分たちの集落はやっぱりまず自分たちで守らなきゃいかんという機運が日に日に増しております。その中で俺たちの夢、私たちの希望、それをお返しするには、やはり事業の中にお金が必要ですから、そのお金を執行部は工面しながら地域の夢を実現すると。これが大事なことであろうと思いますんで、87集落を、自治座談会を無にしないような、そういう施策をこれからとり続けて生き残り作戦をやるというのが大きな大きな87集落を回る思いでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 先ほど、町長が常々おっしゃってる、要求型から提案、協力型へ考え方を住民の皆さんにも直していただくんだというふうなお話がありまして、本当にこの集落の問題に関しまして、まずそこに本当に住んでいらっしゃる住民の皆さんに集落の問題を、これは行政の問題だけではないと、みずからの問題だ、自分たちの課題だということをしっかりと考えてもらう、そういうふう認識してもらおうということがまず一番本当に大切だというふうに思っております。

その集落の実態なりを把握した上で、やはりこれは行政も、先ほど言った提案型、協力型ということで、一緒になって住民の皆さん方と話し合いをしたりとか、そういうふうな信頼関係をこれから構築していくということが非常に大切だろうというふうに思います。集落の皆さんも一緒に頑張っていこうと、それから行政とも手を携えてやっていこうぜというふうに気持ちになってもらうということが本当に必要だなというふうに私も思っております。

先ほど、町長の答弁の中で、地区振興協議会ということで現在5地区に設置されているというのがありまして、それが本来、これから集落の維持、再生に向けて中心的な役割を担うことが望ましいという、私も実際そういうふうに思っておりますし、一步踏み込んだ発言の中に、地域おこし協力隊であったりとか集落支援員を、これ新たに配置していったって、その重大な問題をこれから取り組んでいくんだというふうな踏み込んだ発言があって、本当に私自身も今の答弁を聞いて、これから本当に我々議員も、行政も、それから住民とこの三者が一体となって、こういうことに取り組んでいくのが本当に必要だなんていうのを改めて思いましたので、ここの部分に関しましては、またこれから一緒にやらせていただきたい

というふうに思っております。

この件で最後ですけれども、やはり何遍も申し上げておりますように、行政が絶えず集落の現状、そういう把握して目配りもしっかりとやはりしていかなければならないというふうに思います。住民の声をしっかりと幅広く吸い上げていって、それを行政として施策に反映をしていくということ、本当にこれからの10年間で正念場だというふうに私も思いますし、待ったなしの課題として、智頭町の将来10年後を見据えたまちづくりといたしますか、その集落の支援ということを早急に取り組むことが必要と思います。集落の維持、再生を早急に具体的に進めていただくことを申し上げまして、次の質問の移らさせていただきたいと思います。

土曜日の授業実施についてお尋ねをいたします。

平成14年4月、詰め込み重視型の教育からゆとりを大切にして生きる力、考える力を育む教育という方針で、学校週5日制が完全に導入されました。現在、11年と半年が経過しております。近年、子どもたちの学力低下や土曜日を有意義に過ごせていない子どもたちの存在が問題視され始め、脱ゆとり教育が叫ばれるようになりました。国もこれからの土曜授業のあり方について検討をした結果、設置者の判断で土曜日授業の実施ができる、いわゆる市町村の教育委員会が必要と認める場合は実施できるに変わってきました。

鳥取県では現在土曜日授業を実施している公立の学校はありませんが、この国の方針を受けて次年度土曜日授業を実施を考える自治体を支援するというふうに言っております。このように学校週5日制の見直しが検討されている中、本町では次年度以降の土曜日授業実施についてどのように考えているのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 大河原議員の土曜日授業の質問についてお答えをいたします。

学校、家庭、地域の三位一体の教育活動で子どもたちを育てるべく、週5日制に沿って現在授業を実施しております。地域のご協力をいただきながら、また子どもたちも地域に関わりながら今日に至っており、統合後の小学校教育も総合的な学習を中心とした中学校教育も、しっかりと地域との連携ができてきました。

本年実施しました学力学習状況調査結果では、子どもたちの土曜日の過ごし方として、智頭の小学生の多くは家庭で学習をしたり、スポーツや地域行事へ参加

するなどして過ごしております。一方、中学生では、教職員の指導のもと、ほぼ毎週部活動に励んでおり、各種大会にも積極的に参加をしております。

このように本町の場合、子どもたちの負担や多忙なども含めた現状、それから地域行事との関連、それから教職員の勤務体制などを考慮いたしますと、土曜授業の実施は現時点では考えておりません。

今、大河原議員がおっしゃったように、文科省では毎週土曜日というわけではないんですよ、これは教育委員会のサイドで決めれる話なんですけども、例えば学期の時期に1回とか2回とか3回、それから月のうちに1回とか2回とか。私は個人的には、それでは文科省が言うように低下した学力をまたもとに戻すとか、そういうのにはなかなかならないんじゃないかなというふうに思います。

さっき議員の話にあったように、平成14年の4月からゆとり教育と称して土曜日を完全に休みにしたわけなんですけども、それを10年ほどでまた戻すということ、それからかなり大きな部分を占めるのは教員の負担といいますか、労基法自体がもう週40時間の話はなくなっておりますので、正確には38時間ですか、37時間45分ですか、ちょっと忘れちゃったけども、そういうもとの体制が、何というんですか、基盤整備ができなければ、なかなかその教員に土曜日に出てください、そのかわり例えば月曜日に休みを何時間かあげますよというような安易なことには実際にはなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。そういうインフラ整備を整えばまた考えは変わるとは思いますが、今のところ26年度につきましては、智頭町の教育委員会としては土曜日の授業は考えておりません。以上です。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 教育長の答弁をお聞きしまして、とりあえずはその26年度は土曜日授業は考えていないということでありました。私も従来の詰め込み型の教育がいいとは思っておりませんし、それからゆとり教育全てがいいというふうに思っておりません。

しかし、先ほど教育長がおっしゃいましたように、ゆとり教育のスタートとともに総合的な学習が組み入れられたということで、子どもたちが地域に出て行って、それからいろんな智頭町のことを勉強したり、また、伝統的な文化も学んだり、本当に地域の人とのコミュニケーションを図ったりということで、先ほども先輩議員のほうからも中学校の民泊体験とかいろいろなことがありまして、これ

は本当にすばらしいことだなど。私たちが育ってきたそういう時代には、これは経験できなかったことだなどというふうに思っております。子どもたちがそういう経験を通じて地域に愛着を持って、また、地元を誇りを持たせるという、そういう教育ということに関しましては、総合的な学習ということは非常に評価できるいい取り組みだったなどというふうに思います。

しかし、先ほど教育長の中で、土曜日の過ごし方についてアンケートをとって、自宅学習であったりとか地域行事、それからスポーツ、部活動云々というふうな話がありましたけども、やはり実態としてはゲームをしてる子どもってというのが割と多いというふうに聞いております。これも全国的なアンケートの集計の中では、やはり相当数の子どもたちがそういうふうな有意義に過ごせてないというところがあるかというふうに思いますので、やはり今の、特に学力向上というふうなことも考えながら、最近ではその授業の週、1週間の時間数を子どもたちに、何といたしますかね、ふやしたりというようなことも行われているようにもお聞きしますし、やはりそういうふうな状況が日々変化をしている中で、10年間ほどのゆとり教育、土曜日の授業がなくなって評価していいものかどうかというふうなこともありましたけども、やはり実際いろいろと変わってきております。その中で、学力も向上しなければならない、生きる力、考える力も同時に育てていかなければならないということで、相当現場の、学校現場といたしますか、そういうところも非常に時間のやりくり等、悩みもあるでしょうし、苦慮しているところもあるんじゃないかなというふうに思っております。

そのような時間の中で非常に厳しい、何といたしますかね、いろいろとやりくりをしていく中で、そういう状況が今後も続いていきますとね、やはり先生方の負担もどんどんどんどん増していくんじゃないかと。そうなりますと、やっぱり学力向上も、その生きる力、考える力等も中途半端とまでは言いませんが、やはり到底目標値には到達しないんじゃないかなというふうに思っておるところです。

そのような中で土曜日授業を実施するというふうな方向になりますと、日々の学校生活におきましても学校現場の先生方にも、やはり時間的な面と、その気持ちの両面とですね、ある程度の余裕も生まれてくるというふうに思いますし、そういうふうになることによって、日々子どもたちと接している先生方、それから子どもたち両方にとっていい影響が生まれてくるんじゃないかなというふうに思っているところなんですけども。これについてはいかがでしょうか、もう一度お

願います。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 大河原議員、よくご承知でございます。この智頭の子どもたちは、先ほど調査結果では家庭で学習をしたりというふうに申しあげましたが、他の、他といいますか、都会の子どもたちと比べて家庭での学習時間は少ないということはいろいろな統計の結果でも明らかになっております。

そうはいいまして、今言われた週の時間数をふやす、私はそれは割と賛成のほうの立場なんですけども、すぐすぐ土曜日を学校をあけるということにはやっぱりそれなりの基盤の整備が必要かというふうに思っております。総合的な学習とかそういう観点から申しますと、やっぱり子どもたちの健やかな成長を促すという意味からも、地域との連携をもっと進めて、学校支援ボランティアとかそういう有効活用を図って重点的に進めてまいりたいというふうに考えております。基盤的なものがそろえば土曜日に学校をあけるのはやぶさかではございませんが、やっぱりその内容としては、私としては学力向上を重点にやっていただけたらというふうに考えておりますし、どうせあけるなら、月のうちやっぱり最低2回以上ぐらいは授業するというようなことをやってほしいというふうには考えております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 基盤整備というふうな部分がしっかりとできれば、学力向上の観点からも土曜日をあけてもいいんだと、ある意味あけていきたいんだというふうな思いも教育長の中にはあるというふうに私も感じたんですけども、そのような中で、もう一つ、先ほどのお話につけ加えていきますと、それこそ英語授業というのも最近5、6年生ではある程度の時間がちょっとあるやにも聞いてるんですけども。この内容について、智頭町でどういうふうなことをやってらっしゃるのかという、これもちょっと質問に入れてなかったんで、今ちょっとふと思いましたんでね、わかる範囲でちょっとご答弁をいただけたらなというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） ちょっと授業の内容については答弁は、この場ではできませんけども、来年のことを言ったら、まだ予算も通ってないのにつちゅう話にはなりますけども、来年度、そういう英語の関係のちょっと力を入れたいなとい

う、新しい授業を取り込もうというふうに考えております。繰り返しになりますが、来年のことですので確実ではございませんけど、教育委員会としては英語のほうにも力を入れていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口雅人） 大河原議員。

○1番（大河原昭洋） 済みません、質問に入れてない内容まで聞いてしまって申しわけなかったです。

なぜ英語を授業云々っていうふうにしたのかといいますとですね、ご存じのとおり、小学生に英語授業を組み入れるということには賛否両論あるということですね。今、日本の社会における日本人の言葉の乱れであったりとか、その表現の仕方がまだやっぱりなかなか身につけていけない、そういうふうな中で、やはり英語を教える前に日本語をもっとしっかりと小学生レベルには教え込まなければならないというふうな意見と、やはりこれからグローバル化が進んでいく、そういう国際社会に子どもたちが出ていかなければならないというふうな中で、やはりコミュニケーションの手段として英語を早くから学んでいく、身につけていくっていうことは非常に大切だという、こういう両面の部分があるかと思えます。どちらの意見が正しい、正しくないということではやはりないというふうに私も思っているわけですが、今、次年度以降をちょっと検討してるというふうなご答弁の中で、やはり私たち、今の子どもたちもそうですけど、中学、高校と6年間、これ英語は一応学んでるんですね。でもなかなか英語をしゃべれる人がやはり世の中ではいらっしやらないというふうな、これもなぜ英語が身につけていけないかということもやはり考えていただきたいなというふうに思うところがあるです。やはりそういうふうな状況に置かれませんか、なかなか自分たちも勉強していかないということもあろうかと思えますので、そういうこともしっかりと考えていただき、検証もしていただきながら、文科省のほうの方針だからってということで単に英語の授業開始を三、四年早めるっていうことにはならないようにしていただきたいなというふうに思っております。

もう時間も終わりましたので、さらにつけ加えますと、人材育成というふうな観点からも、子どもたちの学力、それから教養というふうな面は、やっぱりレベルを上げていくべきだというふうに思っております。教養がやはり身につけていきますと、人間、その思考回路といいますか、そういうのがどンドンどンドンやっぱり発達してまいりますし、そうすると子どもたちの、いわゆる柔軟な

脳からはいろんな興味もどんどんどん湧いてくるってということにもつながるでしょうし、そうするとやっぱり日々の学習に対する意欲っていいですか、そういうふうなことにも向上につながるというふうに思います。将来のある子どもたちに対して、将来、より大きな選択肢の幅を広げていくということは絶対必要だというふうに思いますし、総合的な学習の中でやはり地域への愛着であったりとか、やっぱり地元を誇りを持つっていうふうなことを同時並行的にやっていくということが、これもいろいろ考え方があろうかと思いますが、将来智頭町に残って、智頭のために頑張るってやろうというふうな子どももふえてくるかもわかりませんが、そういうような中で教養が身につくって、仮に町外に出たとしましても、外部からの智頭町の、何といたしましうか、応援団といいますかね、そういうふうなこともやっぱりしていただける部分もあろうかと思しますので、そういう大人たちをつくっていくと言ったら、そういう大人たちになっていただくための人材育成という中で、この智頭町の教育というものが行われることをお願いを申しまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 答弁は。

○1番（大河原昭洋） ええ、結構です。

○議長（谷口雅人） よろしいですか。

以上で大河原昭洋議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は1時ちょうどでございますが、基準は議場の時計を基準にしておりますので、ご参集時間にはよろしくお願ひします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高橋達也議員の質問を許します。

2番、高橋達也議員。

○2番（高橋達也） 議長の許可を得て、私は通告済みの大きく二つの項目についてお尋ねをいたします。

まず、防災関連の質問ですが、今議会を含め、東日本大震災発生後、これまでの定例会で何度か先輩議員諸氏が広範にわたり質問されておりますので、私は防災の観点から個別具体の課題について幾つかの項目をお尋ねいたします。

最初に、主要地方道津山智頭八東線の工事計画についてであります。大呂地内の虫井神社から下流約1キロメートル区間は、幅員狭小、急カーブ、地形急峻、日当たりが悪く暗いなど、従前から交通事故や落石、土砂崩落の発生を初め、路面凍結や除雪のしにくさなどによる通行危険区間となっております。町内の県道における生活幹線道路を概観いたしましても、他の場所は順次改良工事が進み、この区間ほど悪条件が重なっていて未改良となっている道路はないと思います。したがって、重大な災害や事故が起こってからでは遅いので、早期に改良工事を進める必要がありますが、道路管理者の県との協議、調整の状況と今後の改良整備計画の見通しはどうなっているのか、町長にお尋ねをいたします。

以下の質問は、質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

高橋議員の津山智頭八東線の工事計画についてのご質問にお答えいたします。

主要地方道津山智頭八東線の大呂地内から芦津集落の間は、幅員が狭小であり、また急カーブも多く道路改良が必要であることから、県に要望を行いながら改良工事を進めているところであります。

議員ご指摘の虫井神社から下流約1キロメートル区間につきましては、本年度から新規事業として着手し、現在、測量及び設計を実施されているところであります。来年度も引き続き設計及び用地測量が予定されているところですが、進捗状況にもよりますが、用地買収及び一部工事着工される予定であります。

なお、事業完了には工事着手後、おおむね5、6年程度の期間を要する見込みとのことであります。

また、それ以外の大呂から芦津集落の道路改良計画予定についてですが、虫井谷口上から芦津集落の間につきましては、本年度用地買収及び一部工事着手されており、事業完了まで5年程度の期間が見込まれているところであります。

さらには、大呂集落内につきましては、本年度詳細設計を実施中であり、来年度、用地買収及び一部工事発注予定で、事業完了まで5年程度の期間が見込まれております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。質問していない区間の虫井神社奥の工事のこと、それから大呂集落内のことまで言及して答弁していただきました。ありがとうございます。

私はこの今の中で、最初の質問にも言いましたが、この特に虫井神社から下の1キロを重点化しております。最初の質問にも触れましたが、この区間はいわゆる五つのKですな、3Kという言葉がはやりましたけども、三つの危険、幅員狭小のK、急カーブのK、地形急峻のK、日当たりが悪く暗いのK、それから交通事故が多いのK、5Kです。冒頭にも言いましたが、町内の県道の中でここほど未改良で条件が悪いところはないと思っていますので、先ほどの答弁で、今年度から用地調査等着手しておって、おおむね5ないし6年後をめどに完成するであろうということでございます。地元の方々からは、私、再三再四にわたり、自分が生きておる間に、この改良後の広くなった道路をぜひ通ってみたいということは何度も聞いておるんです。ですから、今のお話ですと、順調にいけば5年ないし6年後ですから、地元の方がそういうことをお聞きになればうれしがられるであろうなというふうに安心をいたしました。

過去2回、地元も議会に要望書を提出されておって、その2回とも採択を受けておりますので、ようやく本格的に動き出したのかなというふうに思っております。私も地元の一員でございますが、町長がおっしゃる要求型から提案型に倣ってといいますか、単に地元もけつたたくばかりではなくして、地元の共有地がたくさんあったわけでございますが、これをいわゆる地縁団体化を3年ほどかけて進めまして、あとは予算さえつけば判こ1本で動ける状態になっております。したがって、毎年のことになろうと思いますが、道路管理者の県のほうには強く連続して物申していただきまして、5年ないし6年が少しでも早く完成するように、ぜひお願いしたいと思っております。

次に、この同じく津山八東線でございますが、ちょうど昨年この12月定例会の一般質問の答弁の中で、災害時の陸路の遮断時に関連しまして、八河谷から八頭町に至るトンネルが2キロほどだったと思いますが、残区間で残っております。この工事の再開を八頭郡の3町で要望していくんだということが述べられております。ちょうど1年たったわけございまして、その後の町の対応状況と工事の見通しはどうなっているのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本年7月30日に、八頭郡3町で県に事業再開の要望を行ったところであります。また、先般、県町村会、これは全県下ですけども、町村会の知事への要望の中にもこの件を入れております。

現時点では、事業規模が大きいことなどから、事業再開の見通しは立っておりませんが、県としては地域間連携の強化とミッシングリンク解消による安心・安全の確保のためにも重要な路線と認識しており、今後も事業化に向け取り組んでいくとの回答をいただいたところであります。

来年度以降も、引き続き3町合同で要望していききたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

ご承知のとおりであろうと思いますが、私の今までの認識ですと、この残区間のトンネルにつきましては、一つはおっしゃったように事業費がかなり高いってということもありますが、たしか八頭町側に一部用地の問題もあったと、これは今は解消されたというふうに仄聞しております。それから、鳥取自動車道の全線開通と、これに合わせて河原インター線が先般開通いたしました。こちらの工事を最優先するんだと。ですから、県のほうも着工する必要性は認めておるが、優先順位をちょっと後回しにしたという経緯があるように私は認識しております。

先ほどの答弁で、県の町村会としても改めて知事にも要望されて、県の見解とすれば、引き続き重要路線だという認識でおられるということですので、おっしゃいますように、来年度以降も繰り返し要望していただきたいと思います。ここは恐らく、いわゆる政治力で解決していただくしかないと思いますので、ぜひ町長の政治力を発揮していただきまして、早期に再開できますよう、よろしく願いいたします。

次に、今度は国道373号線のことに移りますが、篠坂の神社の前のカーブ、それから京橋から上市場の前の川沿いの区間、毎日通っておられる方はお気づきかとは思いますが、道路の上に結構木の枝が張り出しておるんです。篠坂の神社の前は、あれはたしかケヤキだと思いますが、相当高い位置に、ちょっと危なげな枝が残っています。それから京橋から上市場は皆さんご承知のとおり桜の枝ですな、これかなりの区間で出っ張っております。今までもちょこちょこ点検されて、危ないような枝は伐採された跡が残っております。しかし、また最近伸びておって、これから積雪期を迎えるわけですし、一気に重たい雪が降ったときが一番危ないと思うんですが、要は折れて何も下に通行してないときだったらいいですけれども、やっぱり車が走っているときに、特にフロントガラスの辺にでもぼ

んと仮に落ちてくるとすれば、恐らく死亡事故等に結びつくような重大事故に発展するんじゃないだろうかと危惧をしております。

いずれもこれも県が道路管理者であると思いますので、やはり県に対して地元の町として何らかの対策を物申す必要があろうと思っておりますが、その辺の町としての見解についてお尋ねをいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） その前に、例の八河谷から八頭町に抜ける道路の件であります。これは県のほうからいいますとざっと100億ぐらいかかるんだと。議員がおっしゃるように、いわゆる八頭町側のほうでの地権者とは以前大反対ということで頓挫しておりましたけども、これは解決したということではありますが、いかんせんかなり高額なものになるので、今、議員がおっしゃったとおりに、いわゆるほかのほうに回して順位がちょっと落ちたという、これは事実であります。

しかし、そうはいいながらも、どうしてもこれは必要なんだということも県も認識しておるようですが、その辺はお金とのいわゆる算段ということになるかどうかとは思いますが、これからも強力に3町合わせて要望してまいりたいと思っております。

さて、373号線の件でございますけども、国道沿いの維持管理についてのこのご質問の中で、県と協議いたしました。結果、民地内の立ち木等につきましては、本来所有者または管理者が適正に管理すべきものであるとのことでもあります。

したがって、維持管理上支障がある場合、所有者等に伐採等を依頼しているとのことでした。議員ご指摘の2カ所につきましても、所有者等に伐採等適正な管理を依頼する予定であります。

町及び地元関係者からも適正な管理を促すなど、維持管理にご協力をお願いしたいとの県の回答がありました。立ち木等が大きく、所有者での木の枝の伐採など無理な状況であるため、管理者である県に要望していきたいと、このように考えております。

以前、篠坂の神社のカーブでございますけども、これは数年前、いわゆる伐採をした現実がございます。そういうことで、県と協議しながら前に進めたいと、このように思っております。以上です。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

道路の基準があるんです。ですから、その基準の一定の範囲外の位置にある枝は、確かに基本的には木の所有者の方に依頼をして所有者の責任で切るっていうのが本来の話ではあるんですけども、そうはいいまして、恐らく所有者さんもなかなかよう手を出されない。木を切ろうと思えば道路を通行どめして対策をとらねばならない、あれこれするんであれば、やはり管理者さんが御みずから最低限の措置をされるのが一番手っ取り早いであろうと思っております。

ですから、県とのイタチごっこになってしまうのかもしれませんが、建前論だけの県の回答で承服されるのではなくて、やはり万が一の事故が起こっては遅いわけですから、当然県もそういう建前論だけでは今度は逃げれないと思います。道路管理者の立場で何がしかの責任を問われることにならせんかと思っております。100%責任はないかもしれませんが、管理上の責任を県も当然とられるということで、地元の自治体とすれば、口やかましく言っていただくしかないのかなというふうに思っております。これも引き続きお願いしたいんですが、ただ、雪が降るのが目の前ですので、本当は県のほうに最低限の措置を、もし間に合うようであれば、なさるようには再度お願いされるべきであろうというふうに思います。ちょっとこの点について、再度お考えを教えてください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） おっしゃるように、町民に対する、あるいは県外の人、誰であろうが安心・安全ということが最優先されますんで、県との話し合い、あるいは町としてのいわゆる努力、そういうものは欠かせないと思いますんで、これもまた早急に県との話し合いに入りたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） では、以上で道路関係の質問は終わります。引き続き、それぞれ県に対して強く物申していただきたいと思います。

次の質問でございますが、同じく防災の観点からでございますが、最後になります。

町の地域防災計画で避難場所に指定されている智頭小学校の体育館がありますが、雨が降ったときに屋根に落ちる雨音が結構うるさいんだという話を複数の方から私お聞きしたもんですから、これまで何度か雨が降ったときに、実際にどの程度うるさいのかなと見にいきました。残念ながら豪雨時にちょうどはよう行っ

てないんですけれども、ごく普通の雨が降っておるときには何度か確認しに行きました。そうしますと、確かにほかの学校の体育館よりはちょっとうるさいなというのが第一印象でした。たまたまそのときは体育の授業を、ちょっと何年生かわかりませんが、しておられて、その授業中では特別な支障はないような感じでありましたが、後で先生に、これはもう少し豪雨のときの状態でしたらどうでしょうかとお尋ねしますと、いやいや、とてもきょうみたいな授業はできてないと、子どもたちを一旦自分の目の前に集めて大きな声でしゃべらないと、子どもたちには自分の伝えていることが伝わらんとおっしゃったんです。それから、ことし、智頭小学校に赴任してこられた先生方も、今までいた小学校のことを思えば、やっぱり雨が降ったときの体育館の屋根の音は相当うるさいと、これはすぐ気づいたっておっしゃいました、こちらに赴任されてきて。

ということで、思いますに、実際に避難しなくちゃいかんということが生じたとき、やっぱり大雨が降るとる中でということが常識だと思いますが、幾ら避難しても次の行動を指示なり連絡するときに、隅々まで指示、連絡が伝わらない状態になるんじゃないかなろうかというふうに思うんです。ですから、屋根の構造は私も詳しいことはわからないんですけれども、とにかく現状がそういうことでございますので、これも何らかの対応が必要なんではなからうかなというふうに思います。

で、まずは私が今述べましたような状況につきましては、恐らく教育委員会のほうはとっくに把握されておられりゃへんかと思いますので、現状認識についてまずは教えていただければでしょうか、教育長にお尋ねします。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 智頭小学校の体育館につきましては、議員の言のとおり災害発生時の避難場所といたしまして町の防災計画に定められておりまして、災害対策本部から避難所の開設の要請があれば、直ちに避難所として開設することとしております。

ご指摘の雨音の対策についてでございます。前々から保護者の方からも豪雨が降ったときにはうるさいといいますが、かなりの騒音であるということは聞いております。ただ、もとの旧小学校、それから町民体育館、勤労体育館も全く音の強さが同様とは申しませんが、やっぱりかなり雨が集中的に降った場合には、体育館の屋根は音がいたします。それは教育委員会としても把握をしております。

ただ、避難の場合ですけれども、智頭の小学校の体育館、長期的には余り考えておりません。一時的な避難の場合にはそんなに支障がないものと思っております。それですので、現在のところは、質問にございましたように、何ら対策が必要ではないかということですが、特段の対策は教育委員会としては考えておりません。

ただ、言われましたように、体育の授業とか、中の体育館で子どもが集まったりするとき、かなり豪雨のときなんかには声が聞こえにくいということは把握しております。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

きょうは防災の観点からお尋ねしてますので、本当は教育上の観点も同時にあろうと思うんです。先ほど教育長の答弁の中で、今すぐどうこうのことは対策は考えていないということなんですが、私は別に今すぐどうこうは無理だと思うんですけれども、一つこれも、これ学校の先生側から聞いたお話なんですが、統合するに当たっての、いわゆる耐震工事をする際に、体育館の屋根に若干手を入れられたというか、今まで何か体育館の内側にも少し、どういったらええでしょう、何か防音のためか何かわかりませんが、何かひつついてたのを取っ払ったような経緯があるやに聞いてますが、これは不確実です。その先生もどこまでご存じで言われたかわかりませんが、まんざら間違っただけでもないんじゃないかと思うんです。ですから、ひょっとしたらそのことが原因でやはり他の体育館から比べると音がうるさい要因の一つにもなっとるんじゃないかなと。ですから、それが原因かどうか私もわかりませんよ。けど、もしそれが可能性があるのであれば、端的に言うともとどおりにするとか、もとどおりに近い対策を打つとかを検討すべきではないかというふうに思うんです。この点いかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 藤原教育長。

○教育長（藤原 孝） 今のご質問につきましては、教育課長に答弁させます。

○議長（谷口雅人） 長石教育課長。

○教育課長（長石彰祐） 智頭小学校の体育館ですけれども、校舎の改修と合わせて体育館の耐震改修も行いました。この時点で、以前は体育館の屋根はダブルの構造になっていました。初めの屋根が老朽化して補修が必要になったものですから、その上にもう1枚かぶせて使用してございましたけれども、またその上のほうの

がさび等が発生して、どうもこのままでは重力的にも、また構造的にもふさわしくないということで屋根の全面ふきかえをしたところでございます。以上です。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

繰り返しますが、それが直接の原因かどうかはちょっとまだ定かではないんですが、教育上の観点からも、今すぐはともかくとして、今後何らかの対策も必要になってくるのではなからうかと私は思っています。ですから、絶えずまた今後も注視していただいて、保護者や学校の先生の意見も聞き取りを継続していただきながら、やはりこのうるさい状態ではおかしいなと思われるのであれば、やっぱり対策を検討していただけたらなと思っています。

それから、防災上の観点でお聞きしていますので、今、教育委員会サイドは今すぐどうこうのことは、恐らく実際に避難されても、そんな長期間の避難体制にならないであろうということなんですけれども、この点につきまして、防災上の観点から町長のご見解もお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 防災ということで、災害発生時の避難所の対応につきましては、先ほど教育長が答弁したとおりであります。避難所生活が長期化する場合、これは教室棟を避難所として開放することも考えており、町内各旧小学校体育館も含め、避難所としての機能が損なわれないような対策を今後検討してまいりたいと、このように考えております。

なお、智頭小学校付近は災害特別区域、いわゆるレッドゾーンですね、に指定されていることから、災害の規模、種類によっては区域外への避難が必要となる場合も想定されるところであります。

そういうことで、体育館のみでなく、教室もというようなこともケース・バイ・ケースで考えておるということであります。以上です。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

万が一の避難場所で使うことはないにこしたことはないんですけども、万が一のときには、先ほど町長がおっしゃったように、体育館で支障があれば教室のほうも開放して使うようにするんだということですので、柔軟にお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。智頭町基本的人権の擁護に関する条例がございますが、これの検証が必要ではなからうかという質問でございます。

この条例の目的を一部読み上げますと、「いまだ現存する部落差別を初め、その他の差別を根本的かつ速やかに解消するため、智頭町は必要な施策を講じることにより、基本的人権を確立し、平和で明るい地域社会の実現を期することを目的とする」というふうになっております。

ちょうど20年前の平成5年6月に公布、施行されました。ことしの6月でちょうど20年を迎えて、既に21年目に今入っているわけですが、当時、その平成5年当時から少し前にならうかと思いますが、全国的に部落解放基本法という新しい法律を制定しようという運動が巻き起こっておりまして、この基本法の理念をそれぞれの地方公共団体において具現化して国に法律制定を促そうじゃないかという目的で、各地方公共団体に対して条例制定運動が提起されたというふうに私は記憶しております。その際、智頭町は、県内の市町村、当時は39市町村ありましたが、かなり早く制定されたではなかったかと思っております。条文の内容は全部で5条しかない簡単な条例なんですけれども、町の人権啓発の推進に関する事、それから町民の責務、それから重要事項を審議するための審議会の設置などが規定されております。

繰り返しますが、条例施行後20年経過したということの一つの契機に、この条例で規定している内容と現状を検証していただいて、より実効性を高める努力をすべきではないかと思っておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本町の人権・同和行政の推進に当たっては、平成5年6月18日施行の智頭町基本的人権の擁護に関する条例、また、その施行された日を人権の日とし、この条例に基づき平成10年に策定した智頭町同和対策実施計画、平成12年の智頭町同和対策実施計画を踏まえて事業を実施し、実施計画の検証による各課の成果及び評価、課題については十分な見直し、検討を加えるとともに、あらゆる結果等を踏まえ順次見直しを行い、平成25年度から平成29年度までの5年間を実施期間とする智頭町人権・同和教育推進計画を、また、平成25年から2カ年の智頭町人権・同和教育実施計画を策定し、事業の進捗を図っているところであります。

また、平成23年3月に策定しました第6次智頭町総合計画の基本理念の一つ

に充実した教育のまちづくりを掲げ、その基本計画の中に人権を尊重するまちづくりと位置づけ、具体的計画事業を全ての人々の人権が尊重される地域社会の形成に向けた人権・同和教育及び啓発活動の推進として、さまざまな事業を積極的に推進しているところであります。

現状を検証し、より実効性を高める努力をすべきではないかのご質問ですが、今後も引き続き実施計画に基づく成果、課題について十分検証し、平成6年に設置しました基本的人権の擁護に関する審議会で審議いただくとともに、町内外の関係する諸団体との連携を図り、指導や協力をいただきながら人権・同和問題に取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

町長の答弁をкаいつまんで言いますと、これまでも十分検証をし、改善すべきは改善し、やっていると、今後も同様にやっていくんだということでございます。私も町当局の今までの動きを決して否定するものではないんですけれども、ただ、私も20年たって、今改めてこの条文と中身を実情を見渡したときに、今のままで本当にいいのかなというふうに素朴な疑問を感じてるわけです。

具体的に言いますと、私のこれは考えですよ。細かいことから大きなことまでたくさんあるんですけれども、条文の中では町の責務という表現は具体的にはありませんが、事実上、責務と読めることがあるという前提で物申しますけれども、まずは職員の配置は今ままでいいのであろうかどうかということをお私に思います。それから、予算措置、これも今ままでいいのかどうか。それから、かつてこの条例に基づいてということではないと思いますが、町民の意識調査でありますとか実態調査というものをやっておられます。かなり前ですけれども。これも何年置きにやるという別に決め事はありませんが、これもすぐ来年やったらどうかということまでは申しませんが、こういうことも今後の見直しの中に含めてお考えになられてはいかがかというふうに思っております。

それから、審議会というものがございしますが、これもどちらかといえば形骸化してはいないだろうかと感じております。これは町当局と私の認識が違うかもしれませんよ、私としてはそういう思いがあるということで、今までの見直しの内容にプラスして、私が今述べましたようなことも合わせて考慮して、今後一つでも二つでも実効性が上がるように考えていっていただきたいという思いがござい

ますので、その辺も含めた見解についてもう一度お願いいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 町の当局が、別に逃げも隠れもしないということじゃなくて、むしろ町として積極的にこの問題に取り組んでおるといふ、そういう自負は実はしております。

そういう中で、今お話の職員の配置、あるいはこれで予算措置はいいのかどうか、町民の意識調査をもう少し頻繁にやるべきじゃないか、いろいろお話をございました。これは決して気を緩ませずに、私としては、絶対この智頭町からは断固として、いわゆる差別をなくすんだという強い思いを実は持っておりますので、これも積極的にやりたいと思います。

最後に、智頭町の基本的人権の擁護に関する審議会が形骸化しておるんじゃないかというようなお話でございましたが、高橋議員自身、高橋議員はこの審議会の会長をなさっておると私は認識しております。そういった中で、会長がみずから審議会が形骸化しておるんじゃないかということについては、もう少し胸襟を開いて、どういうところがその形骸化しておるのか、会長の立場として堂々と私どもに言っていただければ、決してそれは逃げるものでもないという思いが実はしております。要するに、審議会の会長としてどのあたりがこの形骸化だということ、またさらにいつの日か、近いうちにお話しいただければと、このように感じました。はい、以上です。

○議長（谷口雅人） 高橋議員。

○2番（高橋達也） ありがとうございます。

今、町長がいみじくも、私が当の審議会の会長をしておるからというお話があったんですが、正確に言いますと昨年度まではそうでした、確かに。ことしの春からは委員の委嘱は受けておるんですけども、審議会の委員、まだその後1回も、その審議会そのものを開かれてないんです、ことしは。ですから、ことしから2年の任期なんですけどね、今時点、ことしと来年の審議会議長、誰かいうのも空白で、まだ決まってないんです、そんな状態です。

ですから、事ほどさように、春先に委員の委嘱はされておるんですけど、まだ1回目の審議会開かれてない、これで特別問題ないから開かれてないこともあるんですけどもね。ですから、確かに昨年まで私が会長してた上でいろんな思いもありますから、きょうはもうあれですから、また個別でもお伝えをいたしますが、

先ほど私が言いましたように、やっぱり町全体の職員配置や予算措置もさることながら、審議会の運営も、ほかの委員さんに失礼ですけれども、今の委員の選び方で本当に妥当かどうかという見直しも必要でしょうし、それから審議会に諮る内容も町として、今みたいな内容でいいのかどうかという議論も要るでしょうし、先ほどおっしゃったいろんな町としての推進計画、実施計画も、審議会の中で諮問を受けて、昨年議論して返したんですけれども、相当実は手を入れました。当然審議会の中で議論して返すのが当たり前ですけれども、原案を出してこられる町の中身がちょっとやっぱり、いまいちなもんですから、そういうことです。私はそういうことで説明いたしましたので、以上で私の質問を終わります。

- 議長（谷口雅人） 答弁よろしいですか。
- 2番（高橋達也） よろしいです。ありがとうございます。
- 議長（谷口雅人） 以上で高橋達也議員の質問を終わります。

次に、中野ゆかり議員の質問を許します。

5番、中野ゆかり議員。

- 5番（中野ゆかり） 智頭病院に安藤病院事業管理者が来てくださり、約半年がたちます。町長が智頭病院の最高責任者とはいえ、病院事業管理者の考え方や手腕により智頭病院の経営や運営が大きく変わります。そこで、町長と安藤病院事業管理者のお考えをお聞きしたく、このたび一般質問に臨ませていただいた次第です。

さて、私は、さきの6月定例で病院の運営を四つの視点で見ていく必要があるのではないのでしょうかという提案をさせていただきました。一つ目は病院の経営という視点、二つ目は病院で働く人たちにとっての視点、三つ目は患者からの視点、四つ目は関係各部署の総合的な視点、この四つが相互に働き合い調和してこそすてきな病院経営が成り立つと思ひ、そういう視点からこのたびも質問をさせていただきます。

さて、事前に通告しました質問1の病院の状況につきましては、先輩議員が経営面では質問されましたので、私は経営以外の現状、運営面はどのような状況になっているのでしょうか、お尋ねいたします。

以下の質問は質問席にて行います。

- 議長（谷口雅人） 寺谷町長。
- 町長（寺谷誠一郎） 中野議員の智頭病院についてのご質問であります、た

またまきょうは酒本議員の病院についてのご質問がございましたので、ダブる面があるかと思いますが、多岐にわたって病院との非常に幅広い、いわゆる町民を守る大きな大きな役割がありますので、そういった意味でいろいろご質問いただければと思いますが、経営状況についてではなく運営についてということではありますが、経営も運営も全て紙一重でありますので、私は智頭病院を今経営にすに当たって、新しく安藤管理者に無理を言ってお願いして来ていただいて、そのときに職員に申しましたのは、病院にとって非常に大事なポジションは、いわゆる経営、そしてそれをつかさどるのは管理者であると、これはどの病院でもそうであります。ということは、私が最終的ないわゆる責任者ではありますが、経営、あるいは運営についての主導権は全て管理者にお任せすると、管理者の言葉は町長の言葉と思っていただいて結構だと、そこまで断言いたして智頭病院をお預けいたしました。最終的な責任は当然私がつとる、この覚悟の上での言葉でございます。

そういった中で、今、森林セラピー等でいろいろ企業訪問を行うと、町に医療機関があるかないかによって、その企業の反応が全く違うんですね。セラピーによる心身のリフレッシュ中に、自分たちのその企業の社員も健診も一緒にやってもらえばというような企業が非常に多く目立ち初めました。これはストレス社会という意味でありますけども、そういった意味で、森林セラピーと病院は重要な関係になってきます。このように行政上も病院が必要不可欠な施設、このように考えております。

ということで、あと詳細については病院の事業管理者から答弁させますが、これは多岐にわたってダブる部分もあればダブらない部分もありますので、何なりとご質問をいただければと思います。以上であります。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 中野議員からご質問いただきました。確かに経営面、それから働く人たち、それから患者の視点、それから各職域の連携とすごく大事なことだと私も認識いたしてます。

そこで、私は就任いたしまして、職員への就任挨拶の中で言ったことは、まず職員が一つになること、このことが一番大事なことだというふうに挨拶いたしました。病院にはいろいろな職種があり、それぞれ国家資格を持った専門的集団の集まりでございます。これらの専門職集団がそれぞれの立場で知識と、それで技

能を発揮しながら、職域を超えて議論し、一つのチームとして治療に当たってこそいい医療が提供できるものだと私は思っております。これらの連携がなければ、どこかで患者のご家族の方の不満にもつながりかねないのではないかと、そして治療効果も最大限にはならないのではないかと、このように私は思っております。

そこで、このためには各職場が楽しい雰囲気の中で仕事ができる環境づくりが必要であると思っておりますし、この職員が一つになるということは今後も機会があるたびに言い続けようと思っておりますし、職員研修も行いながら内部体制をしっかりと作り上げていきたいと、このように微力ではありますが、考えております。

そして、智頭病院に一番大きな問題として私の中で捉えておりますのは、スタッフの確保だろうと思っております。医師、看護師、それから介護士、これらのスタッフをどのように確保していくかというような大きな問題があるわけですが、その中心をなす医師の確保という問題はやっぱり大きな問題でありますので、全国的な医師不足の中で、智頭病院では今、ベテラン5名と、それから自治医科大学卒業の3名の若手が常勤医として毎日診療に当たっております。ほかに5科の非常勤科も開設されておまして、私の中では診療体制は整っているのかなと思っておりますが、一部町民の方からご意見いただくのは、医師が若いとか、それから毎年毎年かわるとか、それから診療科がないとか、こんなことを今まで6カ月の間にもお聞きしております。

言われることは一部理解できるんですが、先ほども申し上げましたように全国的な医師不足の中で、この状態が簡単に解消できると思っております。今、在籍しますベテラン医師5名も、5名のうち3名は、もう5年以内に定年を迎えます。そして、この自治医大の医師は、これは制度として今後も二、三年ごとに県内の山間地病院を回って経験を積んでいくということになります。そして9年の義務年限が終わると、そのほとんどの医師が県内のどこかの病院に勤務するわけです。だとすれば、この智頭病院に勤務した医師が、将来この病院に帰ってきたいと思っただけでなく、町全体の雰囲気とともに町民とのつながりが大きな要因をなすのではないかと、このように考えてます。

今、町民の皆さんで、この若い医師を育てていただいて、そして将来立派な医師として帰ってもらう、このことは本当に考えていかなければならない問題じゃ

ないかと、このように思っています。

余分なことかもしれませんが、私、この病院に来て初めてわかったのですが、自治医科大学の卒業医師というのは本当に一般大学の卒業医師とは違って、地域医療を担うという点においてすごい専門的な、本当に真剣な考え方を持っておられます。本当に失いたくない存在であると、このように考えております。以上です。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○5番（中野ゆかり） ありがとうございます。

安藤病院管理者の思い及び質問したいことが全て答弁に出ているというようなことではありますが、もう少し細かく質問をさせていただこうと思います。

医師や看護師不足というのが本当に全国的に見ても長年、この二、三年続きますよね、大変ご苦労されていることは十分にわかります。

それで、先ほど申しました私の四つの視点の中の医師はちょっと置いといて、看護師さんですね。医師、看護師がいなければ病院は成り立ちませんので、その看護師さん。働く環境ということなんですけれども、定年退職される方はともかく、このやはり雰囲気ですね、智頭病院の中の雰囲気、働く環境、条件、その他もろもろで、もう離職を考えられて実際やめた方、または現在も離職を考えておられる方っていうのが正直おられます。そういう中で、いかに智頭病院が看護師さんにとって働く場としていい状況をつくり出していくかっていうことも病院の運営に当たっては考えていかなければいけないことだと思うんですね。そういった中で、今の現状でありますとか今後の見通しということをお考えであればお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） お答えします。本当に看護師の確保において、特に女性という立場で家庭と仕事の両立という面は大きな問題だと。これが両立させていくために職場をいかに環境を整えていくかということは、本当に大事なことだと思います。

そこで、実はこれ、智頭病院として6月からなんですけど、日本看護協会がワーク・ライフ・バランスについて全国的な看護師不足の中で離職者が多い実態を捉えております。その中で、これを防止するために「看護職のワークライフバランス推進ワークショップ事業」と位置づけて協会がやっております。6月からこの

事業に智頭病院も参加いたしまして取り組んでおるところでございますが、この事業の概要からちょっと説明しますと、まず、職員の意識調査で労働環境、働き方、生活の満足度、そして現在の自身の健康状態について全22問を項目ごとに、その質問事項に対して「そう思う、ややそう思う、余りそう思わない、そう思わない、無回答」と、5段階で一人一人の評価記述をしてもらいまして、その調査を集計し、全国的なベンチマークを参照して自施設の相対的な位置づけ、そして強み、弱みを把握する事業でございます。

そして、病院としますと、その相対的な位置づけの低い部分、それから弱い部分について改善計画を立案、そして実施しながら、3カ年計画でこれを解消していこうと、こういうシステムでございます。

当病院が6月に行った意識調査で、問題視しなければならない項目が見つかりました。1点目が、職員に対する就業規則の周知。要するに、職員が就業規則を含めた休暇とかそういう面を知らないという点がありました。それから2点目が、病棟の時間外労働の削減ということがあります。3点目が、仕事の公正評価。この3点がちょっと弱みであり問題視しなければならないということで、今具体的な改善策を検討しております。これらは、改善策ができた項目から職員に周知しながら進めていきます。その後に問題もしくは改善が思ったように進まなければ修正を加えながら、3年後には全てベンチマークに合うところまで実施して、職員の満足度の向上につながるようにしたいと、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○5番（中野ゆかり） ワーク・ライフ・バランスの意識調査をもう既にされていて、その弱点をもとに改善していこうという、その前向きな姿勢は本当に頭が下がります。と同時に、職員の満足度を上げていくと同時に、働きがいのある智頭病院にしていくっていうことも一つ大切じゃないかなと思うんですね。職員さん、看護師さんの中にはとても向上心の強い方もおられて、今よりさらに研修を重ねて看護師として成長していきたいっていうふうに望んでおられる方も本当おられます。このような方が研修に行って、キャリアを積むといいますか知識を積むということを希望される方には、進んでそういう場を積極的に与えていただければいいと思います。同時に、こういうことが病院全体に広がっていくことによって智頭病院全体が生き生きとした病院になっていくんではないかなと思うんですが、この働きがいのある智頭病院にしていくための何かその方策、この研修、

具体的には研修ですけれども、研修を受けやすい環境に持っていくというようなことに対してのお考えはいかがでしょうか。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 本当に前向きな職員がいるということで、私もうれしく思うんですが、働きがいというのが、その前向きに向かう職員ということで、そういう向かい方をしていただければ本当に智頭病院としては活性化し、それが患者さんに影響が大きいと、このように思います。確かに研修ということにおいて次々と勉強していただくということも、外に出ることも必要なことですし、きのうもちょっと予算の話で内部で話ししたんですが、その研修費についても増額したり、いろいろな取り組みの中できのうも協議いたしました。

そんな中で、外に出るのもいいんですが、内部での研修ということも大きな要因だと思いますし、だから、内部の研修も強めていきたいと。それで、あわせて、病院の核という問題でお話ししますと、やはりその目的意識を持つ。要するに一つの症例についていろいろなどという傾向になっていくのか、どういう看護にした場合にいい看護ができたのか、そういう面からいうと、やっぱり研究発表というものも大きな要因になってきます。昨年も経管栄養の方が、チューブをつけた方が、これを取り除いて食事ができるようになったと、こういうような事例発表もしました。それで、今回のほのぼのフェスタにおいても、それら食事の大切さ、そういう面で研究発表も含めて皆さんに周知したところでして、そのあたり、病院の実績について今後も町の中で啓発していきたいなど、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○5番（中野ゆかり） まさしくその事例発表ですね、最後に私もお伝えしたくてですね、本当に智頭病院及び老健ほのぼの、すばらしんだよということを発表して終わろうと思ったんです。でも、今はとりあずこれは終わりません。

2番目の質問に移りますね。県内には市立生協中央病院のほか、岩美や西伯、日南町にも総合病院があります。この智頭病院の特徴についてはどのように認識されてますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 国はこの病院のあり方について位置づけを行っておりまして、高度先進医療というのは、鳥取でいえば県立中央病院なんですが、

西部のほうでは鳥大というような高度先進医療を行う三次医療機関、そして医療圏において病院群輪番制などの中核的医療を行う二次医療機関、そして初期医療を行う一次医療機関と位置づけて、それぞれの機能分担を求めています。

このようなことから、智頭病院は地域医療等の一部二次医療を担当しながら、地域に密着したかかりつけ医としての一次医療を中心とした機能を充実すべきであると、私はこのように考えてます。

具体的には、今の体制、初期医療から訪問医療まで包括ケアを今行っておりますが、これをより充実するために地域住民のニーズに応えながら、酒本議員に申し上げましたけども、町民がどのように病院に求めておられるということを聞いてみたいと思っておりますし、いつまでも町民が安心して健康で暮らせる医療サービスを提供することであると思っております。以上です。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○5番（中野ゆかり） まさしく包括ケア、これは智頭病院以外でも重要なんですけれども、この智頭病院と役場福祉課、社協が一つの建物の中において連携ができた上の包括ケアが充実できているというのは、本当にまさしく智頭病院の特徴であるかと思えます。

そういった中で、先ほど安藤病院管理者が言われましたが、今後地域に出て行って智頭病院のことをPRされるんだっていうことでしたが、まさしく私はそこがとても重要、今までされてきてないことだろうと思うんです。

というのが、今までは智頭病院はさまざまな方法でPRはされてきてます。町報でPRされることはもとより、各種イベントがあったらそこに出向いて行って病院のブースを出し、血压をはかったり気軽に身近な健康診断などをしていただくなど、本当PRはされてるなと感じております。ですけど、やはりこの、紙面でPRするだけでは足りてないところがあると思うんですね。手前みそなんですけれども、議会広報でも議会だよりを広報で出す、出しっ放しにするのではなくて住民の方のところに出向いて、その議会だよりの補足説明に行ってるわけです。そうしたところが、最初はちょっと緊張している住民の方々も、一つ二つずつぼろぼろ質問が出てですね、最後には本当に仲のいい感じで、いい雰囲気です。住民の方と議会が交わった形で説明が終了するというような雰囲気ができております。ということで、病院側もどんどん住民の方のほうに出向いて行って説明をするということとはとても大賛成です。

このことを「住民が病院を支えている」という言葉に尽きると思うんですが、このことを先月、議会全員から成る輝く町づくり調査特別委員会を広島県の安芸太田病院に視察に行かせていただきました。そうしたところが、安芸太田病院では、病院の現状とかその他もろもろを町民の方にお伝えしつつ、そしたら住民の方も病院を使わんといけんなどというようなことができて、行政指導ではありませんが、病院を支える住民の組織が立ち上がったってということなんですね。ですから、今これから安藤病院管理者は地域に出かけて行って、そういうような説明をされるだけにとどまらず、できたらこういうような組織、住民の組織も立ち上げる勢いを持ってですね、できるだけ住民の方が智頭病院を深く知り、知りつつ、そしたら病院に行って診療しようや、それは市内の病院じゃなくて、まず智頭病院に行って検査してもらおうやというような機運につながっていけばなと思っております。

具体的に住民の方のところに行くというような具体案、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 具体案というのは、基本的に病院の今の現状の実態をまず知っていただこうと、このように思ってますが、先ほどの質問の中にありましたようにPRという点で、もう少し病院の置かれておる実態というものが私は住民に行き渡ってないのではないかと、このように考えております。この智頭町では、平成の17年に全国にも余り例がないと思いますけども、保健・医療・福祉総合センターほのぼのを新設し、住民福祉の向上に努めておられます。このことは病院だけではなくして行政の福祉、そして隣に社協がありまして、本当にこの三つというものが一体化した現状サービスが受けておれるというこの実態、これは物すごく私、町民にとって、これほどありがたいことはないと思うんですが、そのあたりの周知っていう面で、その辺もちょっと強調したいなとは思ってますが、今、鳥取市内では病院を退院するに当たって、その後方施設探しに家族は東奔西走しておられます。大半がその施設探しに本当に苦労しておられます。各病院の支援室や相談室があるわけで、そこからアドバイスをもらいますけども、そのどういうシステムになってどういう制度でその後方施設を探しに行くかというようなことが皆さんにわかってないんです、鳥取市民にも。そうすると、行ってみたら待機者がたくさんあるし、うちではちょっと何カ月待ってもらわな

いけんというようなことになってまして、また次から次から申込書を出して、次の施設を探しに行っておられるような、こんなような状態が多く耳にします。

その点、この町内では本当に一連の施設が同じ建物内にあつて、よほどのことがない限りスムーズに入院、入所ができるシステムとなっているわけです。その上に家庭で療養を望まれる方には訪問医療、訪問看護、これでまた継続的なサービスの提供が受けられる。また、介護認定やサービスの提供を受けようと思えば福祉課で手続きができて包括支援センターのサービス、それから社協ではヘルパーステーションのサービス、本当に連続してこれらが民間が介入せず公的で全て受けられる体制が整っていると。町民の方々は、これ当たり前と思っておられるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、本当にこんなありがたいシステムはいろいろな自治体がある中で私はそんなないだろうと思っております。

そして退院に当たっては、病院の地域連携室っていうのもありまして、これを中心に退院後の個々に応じた施設選定を家族と一緒に協賛したり、それから在宅療養になった場合には病院、福祉、社協の3者で在宅合同担当者会議、それから患者個々のケース会議、これらを開催しながら情報共有して在宅中の患者、家族の支援も行っております。本当にありがたいシステムだと私は思っておりますので、このあたりはぜひ強調したいなど、このように考えています。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○5番（中野ゆかり） 智頭町に長く住んでますと、そういうありがたさが見失っているといたしますか、あつて当たり前のようになってくるのかなと思います。ですから、住民の方の意識の中に、この3者、病院、福祉、社協が一体化した取り組みをしている中にあるっていうのはありがたいんだよと、押しつけてはいけませんけれども、でも情報的にお伝えしなければわからない点もありますので、このありがたさを十分伝えていただけたらと思います。

さて、その病院、福祉、社協なんですけれども、いろいろ連携をされているというお話でした。今でも、先ほどもありましたけど、連携の取り組みはありますが、さらに今後こういうような連携をしていくっていうような構想がありましたらお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 安藤病院事業管理者。

○病院事業管理者（安藤嘉美） 今行っている連携システムが本当にまだ未完全な部分もありますので、この3者合同会議、これらの充実によって在宅みとりを

希望される方も出てきております。それらにスムーズに在宅みとりができるようなシステムまでつくってあげたいなどと、このような思いを持っています。

○議長（谷口雅人） 中野議員。

○5番（中野ゆかり） いろいろな方策を考えていただきたいと思います。

一つ私が、小さいことなんですけど提案させていただきたいことがあります。例えば、看護師、介護士など不足ぎみの傾向にある中で、本当に人的確保は苦勞されていると思います。この看護師、介護士、薬剤師、言語聴覚士、その他もろもろ、医療や福祉に関係する職種に携わっているのですから、この3者が。ですから、この職種を募集する際に、3者が連携して募集チラシを制作することによって効率よくPRができるのかなと思います。また、そういう募集に関して、その3者だけではなく、例えば企画課、関係ないと思われるんじゃないかと、企画課が移住・定住を募る際にも、看護師さん、介護士さん、我が町に来てくださいというような職種を限定しての呼びかけもありかなと思います。

といいますのが、先月、議会の総務常任委員会で徳島県神山町に視察に行かせていただきました。この神山町では、将来的な町の構想を考えた上で、我が町にはパン屋さんがないから、そば屋さんがないから、インターネットのどうのこうの、こういうような職種の人、ここにきてくださいというような呼びかけによって、その移住・定住をしてくださっているという事例を学ばせていただきました。なので、企画課も含め、横のつながりを持って行政がやっていけることというのはまだまだあるんじゃないかなと思うわけです。それに企画課だけでなく教育課。教育課も我が町の働き場所として看護師さん、将来的に看護師になるように就職どうですかというようなことも働きかけることもできるかと思います。私が言いたいのは、課を超えて自分たちの課に何かできることはないかなというようなことをしていきながら、病院をみんなで盛り上げていけたらいいんじゃないかなということを提案させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口雅人） 答弁求めますか。

○5番（中野ゆかり） いや、いいです。

○議長（谷口雅人） 以上で中野ゆかり議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は2時30分。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時28分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、徳永英太郎議員の質問を許します。

8番、徳永英太郎議員。

○8番（徳永英太郎） 私は大きく二つの質問をいたします。

まず、石谷家住宅周辺の町並み、景観保存についてお尋ねをいたします。

本町観光の代名詞、大きな目玉とも言うべき石谷家住宅を中心とした智頭宿周辺の町並みは、日本一美しい村連合に名を連ねる我が町の顔であると言っても過言ではないと考えます。と同時に、この智頭宿という歴史的な町並みの景観を構成する外観は、我々町民共有の何事にもかえがたい貴重な財産であると言えることができると考えます。

今、この町の顔である智頭宿の町並みを見るにつけ、何としてもこれを後世に残したい、いや、残していかなければならないと感じておられる方は私一人ではないと考えます。

建物は年々老化していきます。それと同時に、修繕、建てかえ、取り壊し等が行われることにより、古い町並みや景観が損なわれていくことは予想にたがわないと考えます。今のままでは、もしそのような状況が起きたとしても、何の手だてもすることができません。果たしてそれでいいのでしょうか。私はこのままでいいとは思いません。早急に何らかの施策を行うべきだと考えます。

しかしながら、町並みや景観を残そうとするなら、そこに住む地域の人々、とりわけ所有者個々の理解と協力が最も重要であることは言うべきありません。行政には地域の人々や個々の所有者と連携をとりながら、この古い町並みや景観を保存していかなければならない義務があると考えます。建物等の修繕や建てかえ、取り壊し等には何らかの基準や一定のルールを設け景観の保存をするとともに、建物等の所有者にはそれに伴う負担に対して、これを軽減するような施策を行うことが必要であると考えます。

まず、智頭宿周辺の町並みや景観、現状についてどのような認識をなされているか、町長にお尋ねいたします。

以下は質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 徳永議員の石谷家住宅周辺町並み、景観についてのご質問にお答えいたします。

平成12年から13年度にかけて、住民、行政が一体となって智頭宿まちづくり構想を策定し、石谷家住宅を含めた歴史文化を生かしたまちづくりを推進してきました。構想どおりできたもの、あるいはできなかったものもありますが、一定の成果を上げていると考えております。

しかしながら、構想策定から10年以上たっており、いま一度、当時のまちづくり構想の精査、検証し、今後の町並み保存のあり方について住民の皆様方と意識の共有を図りたい、このように考えております。

百人委員会の中でも智頭宿の建物保存、景観修復を目的としたグループも設立され、既に講師を招いてのフィールドワーク会も開催されたり、また昨年からは、同じく百人委員会の提案で実施された智頭宿ハイカラプロジェクトも、石谷家住宅周辺の歴史的景観に着物をマッチさせたイベントとして本年も多数の来場者を集め、好評をいただいたところであります。住民主体のこのような活動を通じて、町民のこの地域の町並みや景観についての価値意識が高まっていくことになると考えますので、引き続きこれらの住民活動に対しては積極的に支援してまいりたい、このように考えております。

○議長（谷口雅人） 徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 今の町長の答弁では、一般の住民の皆様方を結集というか生かした、百人委員会にしろ、ハイカラプロジェクトにしろ、意識の共有はできているんだと、だから住民活動に対しては積極的に援助していきたい、協力していきたいというふうな答弁だったと思うんですね。

実は、昨年3月31日定例議会でも、同僚議員の観光政策に対する質問に対する回答で、景観条例が必要であるという答弁をなされてるんですね。それと、第6次智頭町総合計画実施計画の中で、政策分野、景観の中で、事業計画として日本でトップレベルの美しい山村、景観づくりというのが上げられておりました、基本計画に景観条例の制定とはっきりうたってありますね。それで、24年度、25年度に予算づけがされています。

それはそれといたしまして、いずれにしても現状認識においては、やはりこの景観を何とか残していかなければならないという点では、多分私の考え方とそう大きな違いはないというふうに思うんですけども。先ほどもお尋ねしましたように、本当に今、取り壊して建てかえた、そこに材料にしろ、色彩にしろ、そぐわない景観の建物があらわれたとしますね、これで町並みが保てるでしょうか、

果たして。私は疑問に思うんですね。

辞書で景観という言葉を引きてみますと、風景とか外観、それから景色、眺め、またその美しさ、自然と人間界のこととが入りまじっている現実の様というふうに景観という言葉の解説出ています。町並み、これも辞書で引きますと、まさに人家が軒を連ねて建っている様子、またそのところというふうな解説になってるんですね。で、昔ながらの町並みとか、そういう用例が出てるんですね。私はこの昔ながらの町並みというのは、今考えるに、行政がこのまま何の手だてもしなかったら、私はもう恐らく近い将来この景観はなくなっていくんじゃないかな、そういう危惧を感じております。

ハイカラプロジェクトでたくさんの方が来られたということは私も承知しておりますが、これは町並み保存ではないですね、町並みを利用したプロジェクトである。だから、この町並みを利用しようと思えば、やはり町並みを保存していくということが前提となってくるわけですね。だから、その町を求めて、そこで行われているプロジェクトに対して多くの方がいらっしゃると、その、智頭を求めていらっしゃると、そういうことになると思うんです。ですから、本当にくどいように言いますけども、今の町並みの保存は、両者が責任を持って、智頭町共有の財産としてやはり残していかなければならないというふうに考えるんですが、再度ご答弁お願いします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 先ほど申しましたように、智頭宿まちづくり構想というのが10年たちました。私も、このあたりでもう一回この構想を精査したり、検証したり、これから少し町並みの保存をどうするか、あるいはもう少し大きく、今、智頭町では五つの地区が校舎の利活用を進めておりますので、智頭宿のあのラインと、それから各地域のいわゆる小学校跡地のラインをどう結ぶか、リンクするか、これを含めてもう一回見直しをかけなきゃいかんなど、そういう時期に来てるなど、もう少し観光というテーマのパイを大きくしたいと、このように実は考えております。

そういった中で、いきなり条例とか、その枠でくくりますと、これは町民あつての、住民あつての、そこに住んでらっしゃる方たちの思いというのも千差万別であるわけでありまして。そういった中で、今おっしゃるように、このラインはどうしても新しいものが来たら困るねとか、古いものをもっともっと保存しなきゃ

いかんねとか、そういうことを町内会でもう一回、町内会の皆さんにもう少し考えていただきたいなど。いきなり法律でぱっといきますと、いわゆる反発というのがかなり出てまいります。そういったことも含めて、これから今おっしゃるような、石谷家住宅周辺をどうするかということを再度検証したい、このように考えます。

○議長（谷口雅人） 徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 先ほど言いましたけども、やはり当然そこに住んでいる方々、それから所有者の方々、これらの方々のご理解とご協力は絶対不可欠なものですから、それを抜きにしては考えられないということは先ほど言いました。ですから、そこら辺あたりは、やはり丁寧に住民の方と緊密な連絡をとりながら、構想を練っていくということは必要ではないかと思うんです。

先ほどの町長の答弁の中で、観光のパイを大きくしたいという言葉がありましたけど、確かにそうなんです。石谷家住宅、あそこだけでは智頭町の観光としては、やはり次の智頭町の訪問になかなかつながらないということもあるんで、もっと大きく観光のパイを広げるということは、これは当然考えていただかなければならないんですけども、現実問題として、本当に老朽化して、住む家もなくなって、じゃあ壊そうかみたいな、そういう事例が出てきた場合にどのように対処されるかということですね。個人財産だからそれは仕方がないわでそのまま見過ごしておると、やはり町並みが損なわれると、結果、景観も損なわれるということになるんです。この考え方は、町長、いかがなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 私も苦い経験がございます。当時、智頭宿に10年少し前にでありますけども、石谷家住宅をこれから一般開放するんだという時点で、今まで動いたこともなかった、いわゆる、今、塩屋出店と言っておりますけども、あれが東京で売りに出ておりました、これは20年、30年前から家主さんが売りに出されとった。それまでは何の動きもなかったにもかかわらず、石谷家住宅をこれから古い町並みで保存しながら観光ゾーンとしてやるんだと言った途端に、いわゆる業者の買いが入ったわけですね。その業者はマンションを建てるということでありました。慌てて、そんなもん建てられたら、今、議員がおっしゃるように、もうにっちもさっちもいかないということで、業者との話し合いで難を逃れたと。

もう一つは、最近でありますと、マルテの跡地であります。あれもかなり面積がありますし、なかなか町はと思っておりましたところ、銀行サイドのアドバイスでどうもきな臭いにおいがするよと、あそこに鉄筋でも建てられたら元も子もないじゃないかというような、そういう情報が入りまして、皆様のご理解をいただいてあそこを取得したという経緯がございます。

ということは、そういうことが今議員がおっしゃるように起こりかねない、そういう状況に来ておるわけですね。外から、他人さんは要するにお金になればいいわけですから、そういう手段を講じてくると。それを防止するのはどうしたらいいかということではありますが、今申しましたように、いきなりいわゆる条例等々ということの前に、もう一回、石谷家住宅ラインは、いわゆるどういうことであそこを構想したのかということをあの近辺の住民の方にご理解いただきたい。どうもちょっと、私の怠慢でもあるでしょうが、忘れ去られてきておるといった感じがいたします。そういった意味で、これからもう一回仕切り直しといたしますか、そういう意味でこれからやらないきゃいかんかなというやさきであります。

そういった意味で、建物の所有者を軽減する考えはないかうんぬん、ちょっと何かおっしゃった中で、要は条例というのは伝統的建造物群保存条例と、それから景観条例という代表した二つの条例でございますけども、伝統的建造物群保存条例は、価値づけと図面整備、住民の合意形成などを定めるということであります。景観条例は、おっしゃるように景観計画、それからもう一つはやっぱり住民の合意形成などが必要となるということですので、いきなり町が独りでやりますと、一人の方が嫌だという声が出たら、もうこの条例づくりはいわゆる壊滅してしまうんです。こういう例がほかの県にも多く見られるということで、やっぱり住民の皆さんにこのゾーンはとてども智頭町に大事である、この町内会は俺たちがある程度守らなきゃいかんということを再度私のほうで提案しながらやらせていただきたいと。いわゆる石橋をたたいてやらなければ、法律をつくるのはなかなか、ちょっと間違えますと糸がもつれてしまうという危険性があるということではありますが、決して私としてもこれを、今、徳永議員のおっしゃることを無視するつもりは毛頭ありませんし、むしろ議員のおっしゃることを最大に理解するもの自分では理解してます。

○議長（谷口雅人） 徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 景観にしてもやはり、景観条例の中でも、先ほど町長答

えていただいたんですけれども、その中で条例を設置するという質問ですけれども、今の答弁では慎重に検討したいという内容でしたので、それはそれで理解をいたします。ただ、景観条例の中にやはり、条例にうたう内容ですけれども、それに協力した方にはいろんな特典というか、つけるという、そういう政策をやってる市町村もかなりありますんでね、そこら辺またいろいろ検討していただいたらいいんです。何百万円かを限度に助成をしますとか、それから固定資産税に対して何年か免除するとか、減免しますとか、そういう住民の方に対しての軽減措置というのは条例でうたうことができると思うんですよ、これはやっているとところがほかにもありますんで。いずれにしても、地元の協力、特に所有者の協力というのは、理解というのは絶対必要なことなんです。ぜひ検討していただいて、智頭宿周辺の景観の維持に努めていただきたいというふうに考えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ウッドスタート、ちょっと聞きなれない言葉かもしれませんが、それについてお尋ねいたします。

本町は93%がいわゆる山林であります。木質資源の豊富な、木とは切っても切れない深い関係にあります。林業の振興はすなわち本町の活性化につながっていくことは、過去の歴史から見ても疑う余地はありません。しかしながら、林業を取り巻く環境は非常に厳しいものであると言わざるを得ません。今、私たちの生活の中で木と触れ合う機会がとてまもなく少なくなっています。住宅の建築にしても、安価な輸入木材に押されて本物の国産木造住宅にはなかなか出会いません。日常に使われてる製品は、その手軽さや利便性からプラスチック製品が普及しています。

これらを踏まえて、平成18年に閣議決定された森林・林業基本計画において、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、材料としての木のよさや、その利用の意義を学ぶ教育活動のことを木育として制定されました。いわゆる森林・林業基本計画であります。林野庁は、木とかかわることで木に対する親しみや理解を深めることにより、木を生活に取り入れたり、みずから森づくりに携わる人の育成を目指そうとするものであります。まさに我が町の目指そうとしている宝の山の再生への第一歩ではないかと、その考え方と相通ずるものがあるのではないのでしょうか。

本町の豊富な森林資源、あり余る木質資源を活用して、智頭農林高校と協定し、

生徒がつくった本物の積み木を本町の幼児にプレゼントすることで、木の持つ優しさやぬくもり、温かさといったものを文字どおり肌で感じてもらえるということは大変意義のあることだと考えます。幼児にとって本物の積み木と出会うことは、木育の第一歩だと考えます。余り聞きなれない言葉ではありますが、トイスタートとしてウッドスタートを始める考えはありませんか。

まず、町長に木育についての所見をお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 平成18年に閣議決定された森林・林業基本計画では、「市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材のよさや、その利用の意義を学ぶ木育とも言うべき木材利用に関する教育活動を促進する。」と定められております。本町におきましては、毎年開催しております智頭農林業いきいき交流まつりにおいて木工教室、丸太切り競争、曲げわっぱづくり体験、かんなくずプールの宝探しなど、子どもから大人まで幅広く木材に親しんでいただける取り組みを実施するとともに、現在建築している中学校の新校舎においても町内の木材を使用し、可能な限り木造化を行っておるところであります。

私は、93%森林が占める本町において、豊富な森林資源を生かし、子どもを初めとする全ての智頭町民が木を身近に使っていくことを通じて、豊かな人づくりと社会づくりを目指したいと考えておりますので、今後もこのような木育への取り組みを継続してまいりたい所存であります。以上です。

○議長（谷口雅人） 徳永議員。

○8番（徳永英太郎） そうなんですね、本町は木育というか、農林業まつりとかそういうのを通じて、やはり本当にそういう木と触れる機会が他町村に比べては確かに機会としては多いと思います。

先ほど、トイスタート、ウッドスタートと言いましたけども、乳幼児期から始めるスタートとして4つのスタートがあるということなんですね。一つは、ブックスタートですね、我が町も平成14年から行ってるということなんで、もうかれこれ12年になります。それから、アートスタート。これは幼いときから芸術に親しむということで、森のようちえんなどが鳥の劇場を呼んでやっています、多分あれ、アートスタートの一環だと思います。それから、メディアスタート。これはメディアとのかかわり方をやはり小さいときから教えることが必要じゃない

かということで、意味合い的にはノーテレビデーなんかもその一環ではないかなというふうに考えているんですけど、メディアスタートというのがあります。そして、トイスタートですね。どのようなおもちゃでスタートするかということなんで、そのトイスタートの一つがウッドスタート、木のおもちゃで子どもたちの乳幼児の教育をスタートしようという試みなんです。

本町の総合計画にも宝の山の再生ということで、これも実施計画にきちんとうたっております。ですから、本町が考えてる考え方とは本当によく共通点があるというふうに思うんですけども、何にも増して我が町は木質資源に恵まれた、まさに宝の山なんですね。これを本当に使わない手、生かさない手はないというふうに思うんです。ですから、木育の推進について町長今述べられましたけども、まさにそのとおりなんですね、いろんな意味で小さいときからやはり木と触れる習慣、機会を持ってということなんで。この前の農林業まつりでも、かんなくずのプールの中に子どもたちが入って宝探しをしているってああいう風景を見ますと、やはりいろんな意味で木の使い方、木に触れる機会があって、これは本当にいい試みだなあというふうに思ったりしておるんですが。

ウッドスタートについて、その中で木育についての所見をお尋ねしましたが、ですからそれを一つ発展させてですね、今度は、本町には智頭農林高校という全国にもやはり農林という徳育、木の教育をやってる本当に全国でも有数の高校があるんで、これは高校と提携を組むということは本当に本町にとっても意義があるということなんだと思うんですね。農林高校側にしましても特色ある教育活動ということで、やはり本町にとっても、農林高校にとっても対外的にアピールができるんじゃないかと思います。それと同時に、ウッドスタートで智頭農林高校の生徒がつくった積み木を、例えば1歳の誕生日にとか、1歳の健診の日プレゼントする、こういうふうな取り組みは、やはり木育のスタートとして本当にいいんじゃないかなというふうに思っております。このいい例が、北海道の雨竜高校というのが、養護学校の生徒がつくった積み木をプレゼントして全国的に注目されておるといふ報道、記事を読んだことがあるんですけども、これなら我が町にもすんなりと取り入れていける要素があるんじゃないかなというふうに考えます。

この木育としてのウッドスタートについての町長の基本的な考え方をお尋ねいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎）　　今おっしゃるウッドスタート事業は、幼児や保護者に木のぬくもりを感じてもらい、木に親しんでもらいながら、植物と自然、環境への意識を遊びや暮らしの中で育んでいくという木育の取り組みだという認識しております。特に、幼児にとっては木製のおもちゃと触れ合うことで木育の第一歩を歩み始め、木に触れながら育つことで生命のとうとさ、自然に感謝して生きることを学ぶことにつながっていく大切なものだと思っております。

本町としましては、おっしゃるように、智頭農林高校と連携し各種施策を推進しているところで、このウッドスタート事業においても、木のおもちゃの製作、プレゼントだけでなく、乳幼児と高校生たちとの異世代間交流や、みずから森づくりに貢献する人材の育成に発展するよう、智頭農林高校と今後実施に向け協議してまいりたいと、このように考えております。たまたまことしに入ってから、農林高等学校と本町はもう少し密にしようという契約といえますか、話し合いを進めておりますので、早速この問題も智頭農林に伝えながら共同で模索していきたい、このように思っております。以上です。

○議長（谷口雅人）　　徳永議員。

○8番（徳永英太郎）　　町長は、日ごろから本物という言葉をよく使われます。やはり自然の木を使ったおもちゃというのは、プラスチックと比べたら、まさに本物であるというふうに思うんですね。そういう意味では、農林高校にとっても、本町にとっても、やはり対外的にアピールできる本当にいい考え方だと思います。

教育長には、このウッドスタートなる考え方を教育的な視点からどのように捉えられているか、考えられているかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（谷口雅人）　　藤原教育長。

○教育長（藤原 孝）　　徳永議員みずからご説明していただきましたけども、ウッドスタート、本町が行っておりますブックスタートの木版であるというふうに認識をしております。町長がお答えしましたのでダブることも多少ありますけども、智頭町といたしましては、寺谷町長の肝いりで、特に本年度4月から、智頭農林高校と連携を改めていろいろな施策を推進しているところでございます。この議員ご提案のウッドスタートの事業におきましても、おもちゃの製作とか、それから全くプレゼントだけということだけでなく、やっぱり町長が申しましたように、乳幼児と高校生の異世代交流といえますか、そういうこともやりまして、最終的

には人材育成、例えば森に興味を持つというようなことにつなげていけたらなあというふうに思っております。前向きに農林高校と協議してまいりたいというふうに思っています。

○議長（谷口雅人） 徳永議員。

○8番（徳永英太郎） 町長も答弁いただきましたし、教育長も答弁いただきました。農林高校との交流ということで、幼児と学生との交流ということで、また異世代交流ということで、教育的な見地からもやはり大変意義のあることだと思います。ぜひこの考え方を一つの施策として取り入れていただきたいというふうに提言して、私の質問終わります。

○議長（谷口雅人） 答弁よろしいですか。

○8番（徳永英太郎） はい、よろしいです。

○議長（谷口雅人） 以上で徳永英太郎議員の質問を終わります。

次に、岸本眞一郎議員の質問を許します。

7番、岸本眞一郎議員。

○7番（岸本眞一郎） 私は町長に通告済みの2点の質問をいたします。

まず、三田テクノパークの整備と活用についてですが、私は9月の定例会で「雇用の場の確保について」という質問趣旨の中で、企業誘致や地元事業所の支援をすることによって若者や働く意欲のある人々の雇用の場をつくっていく、確保していくことが、人口減少、少子高齢化が加速して農林業を初めとする基幹産業の停滞、集落の活力の低下に悩んでいる智頭町にとって、これを歯どめをかける大きな力になると、だからこれを実現する一つ的手段として三田テクノパークの整備の必要性について質問したのですが、明確な答えはありませんでした。

しかし、今回の定例会で、国の「地域の元気臨時交付金」を活用して、三田テクノパークに基本的な社会インフラである上下水道を整備していく方向が明確に打ち出されたことは大きな前進だと評価できますが、これだけでは工業団地としての機能は果たせません。団地内の道路や区割り、電気、通信など他のインフラ整備もあわせて行い、用地の分譲価格等、進出企業、事業所にとって魅力のある優遇策を早急に打ち出すことが急がれると思われませんが、町長は三田テクノパークについてのグランドデザインとしてのインフラ整備のできた用地の区画整理構想、進出企業への優遇策等についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以下については質問席にて行います。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 岸本議員の三田テクノパークの整備、活用についてのご質問であります。

上下水道のインフラ整備についてであります。平成25年度地域の元気臨時交付金を活用し、懸案でありました智頭テクノパークの上下水道の整備を計画しております。概算事業費3億4,000万で、25年度中に設計、26年度に施工する考えであります。これは智頭テクノパークの活用を考えると必要不可欠なインフラ整備を先行して行うものであり、今後の活用の促進に資するものと考えております。

また、ご質問の中に業種別による云々等ございました。今まで三田のテクノパークを京阪神等々にいわゆる関西本部を通じながら、いろんな業種が出る、あるいはそれで消えていく、いろいろございました。しかし、やっぱりまずインフラ整備をちゃんとしておかないと話にならないということで、今回意を決して今言ったような、まずインフラ整備をやると。現在のところ、業種による団地化は考えておりません。ただ、製造業などの企業を誘致する場合、一定の公害、例えば大気汚染とか水質の汚濁、悪臭、騒音、振動などが懸念される場合がございます。先行する利用がその後の利用を制限することを考えるため、このあたりにつきましては慎重に対応していきたいと、このような考えを持っております。以上であります。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今、町長はやっと国の交付金を使って基本的なインフラを整備していくということをおっしゃいましたが、私が初めに述べたように、これだけでは企業進出の団地としての機能が果たせないというのは明確だと思っておりますが、やはりこれから企業にどうぞ来てくださいというような状況にするまでにはいろんなものが要ると思っておりますが、その辺についても町としてランドデザイン的なものはどのようなぐあいにお考えでしょうか。これからどのように整備していく構想があるのでしょうか、そこらについてはどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） やっとという言葉がありましたが、正直やっとなことであろうかと思いますが、いかんせんインフラ整備は3億4,000万かけて

ということでありますので、これからこの費用を投入することによって今度はこの土地を寝かせるわけにはまいりません。ということになると、今まで以上に積極的にこの三田のパークをどうするかという問題に取りかからなければならないと。いろいろあそこも面積が広うございますんで、例えばですよ、工場と福祉というものをやっぱり合体するというのはかなり難しい。一方では音がする、一方では例えば福祉施設ということになりますと、あの全域をどうレイアウトするかと非常に実は頭が痛い問題であります。

その中で、関西本部等々の話の中でも、早く話があったものについて、じゃあそれにしようといった時点でもうあの土地は、例えば工場なら工場ということで制約がかかってしまうというおそれがございます。どんどんどんどんそういう工場が進出して来てくれればいいわけですが、そこで一工業でとまってしまうとあとが要するに使用がなかなか困難になってくると、こういう実は危険性もございます。かといって、次から次に企業誘致でどんどんいろんな会社が名乗りを上げてくれればいいわけですが、そうはいってもなかなか今のご時世で難しいと。これは非常に今おっしゃるように気のもめる、実は頭の中で描いてもそのとおりにならない、レイアウトしてもなかなかできない、そういう状況も正直なところございます。

そういった中で、業種をどう皆さんと一緒に絞って絞込んでいくかということに尽きるわけですが、これから関西本部等々話し合いながら、本当にこれからの今情勢で工業団地がどんどん入ってくるのか、あるいはそうじゃなくて、むしろ高齢者社会において福祉のゾーンがかなり全国的に今動きを見せると、そういう中で関西からの誘致企業が福祉あるいは学校福祉、そういうソフトなのが狙うのが有利なのかどうか、そういうことも含めて相談をかけたいと。近々またそういう相談が来ておりますんで、その件についても話をお聞きすることになっておりますが。おっしゃるように、こうだということはなかなか今言い切れないのが現状ということをご理解いただいて、これからのいろいろインフラ整備をした後は積極的に議会の皆さんと、こういう話が来ておりますと、いかがしたものかということはおもう包み隠さないで相談しながら皆さんと一緒に考えないと、とても私一人の考えで大事な大きな土地を使用不能に、後になって「しまった」というわけにはいきませんので、その辺のところは慎重かつスピードをかけてやりたいと思いますので、今、岸本議員のおっしゃるレイアウトという面においては、いま

しばらくご相談申し上げるまでということだとどめさせていただきたい、このように思います。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今、私の質問したのは、要は上下水道の今回はインフラ整備をするんだと、でもそれだけでは工業団地としての機能は果たせないの、これから機能を果たせるようなインフラ整備についての構想はどうでしょうか。で、今、町長が答えられた次の段階でどのような業種が来たときにどうしたらいいんでしょうかという話になるので、まずは企業が来ていただけるような団地としての機能整備を今後どのように順次展開していく、そこら辺についての構想をお聞かせ願いたいということですので、再度そこら辺についてお願いします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） いずれにしろ、いわゆるインフラ整備ですから、上下水道等々、それには当然それに付随するものも出てくると思います。そういった意味で、今、岸本議員のおっしゃる、工業団地という言葉が出ましたが、工業団地用のという意味ではなくて、それがある程度どちらでもというようなぼやっとした言い方になりますけども、その辺の中で要はやっと重い腰が浮いたということで、これからは今のようなご質問の件についてご相談するというので、きょうはそれまでに控えさせてもらいたいと思います。別に何もほかに隠すことはありませんし、ほかにということはありませんので、これは真っ白な答弁にさせていただければと思います。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私は、これまでの町長のいろんな答弁を聞く中で、やはりこの智頭町にとっての企業誘致をどうやってしていくかという姿勢を、私のこれは感じ方なんですけど、何か遠慮しているっていいですか、これまでの既存の企業、事業所に遠慮してる部分があるのではないかと、そうしたものがあって余り積極的にこの部分に関して前向きになっていないっていう、何かそんな感じがするんです。でも、確かにこれまでの地元の企業を当然しっかり守っていくという部分も大事です。ですが、今言ったように、若い人や働く意欲のある人にやはり地元で雇用の場をつくっていくという、その視点がこれからの智頭町の一つの大きな死命を制することになるのではないかな。その意味で、本当によく町長が言われる埋もれた宝の山ですね、目の前に大きく活用できる資源をなかなか活用し

切れない、そこに対する何か姿勢の、他に遠慮してそうなるのか。今回でも、国から有利な交付金がついたからやっと、じゃあやりましょうと、町が身銭を切ってもやっぱり企業誘致をして若者に定住してもらうんだっていうような積極性を何か少し感じられないので、今言ったように、せっかく今回糸口として国から有利な交付金をいただいてインフラ整備をする、これにあわせて、じゃあもっと町のお金を使ってでも早急に企業がどんどん進出できる完備した、私が今工業団地と言って町長がそこら辺にちょっとクエスチョンの部分がありましたが、企業進出用地ですね、用地として完備することがこの埋もれた宝を生かす道だというぐあいに思うんですが、再度その辺についてはどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 一つには、私は決して既存の企業に遠慮しておるというわけではございません。むしろ積極的に、ご存じでしょうけども、新卒で智頭町の既存の企業に入社すれば100万円お出ししましょう、いろんな施策を実は打っております。そういった意味で、この企業誘致の場合、私は今正直に申しますと面積が余りにも大きいということなんです。これが、例えば100坪しかないということになれば、100坪に大体当てはまるようなそういう企業誘致を積極的にできる。しかし、余りにも膨大な面積ですので、一つあそこに入れることによってその土地が死ぬか生きるかという非常に危険が考えられると、これが私の一つの、岸本議員が言われる、ちょっと町長は腰が引けてるんじゃないかと言われるゆえんかもしれません。

それからもう一つは、100人ほどの雇用が欲しいと、そういう話も実はございました。しかし、この智頭町で100人集めろって言われて、さあ本当にできるかどうか、やってみたときにできなかつたらという。じゃあ鳥取から呼べばいいんだと言われますけども、なかなかそういうことにもいかない。大き過ぎてもだめ、小さ過ぎてもだめ、そういう中で非常に私自身も悩ましい思いを実は持っております。決して企業誘致に腰が引けておるとかではございません。

もう一つは、働く場所がないというふうにおっしゃいますが、去年は智頭町の既存の企業の社長にお願いして、どうぞ門戸を広げてくれと、智頭町民を雇用してくれというお願いをいたしまして、じゃあ無理をしてでも門戸広げようということで応募に踏み切っていただきましたが、残念ながら1人しか応募がない。じゃあ、5人無理をして採ろうという中で、たった1人しかいなかったと。よく町

民の言われることは、要するに企業誘致がないと町がやっていけないという、そういうことを言われる。確かにそうです。しかし、現実に門を開いたときに、なかなか入ってもらえないんですね。それで、これは職種があるかもしれません。しかし、企業誘致で大体進出してくるのは、電気とか、いわゆる工場なんですね。工場に勤めたくない、例えばデザイン系の子どもたちというのは絶対どんな門を広げても来ないという、いろいろあるんです。

言われるように、ここでいよいよ正直に言って待っておりました、この交付金を。というのは、ご存じのように、小学校を統合しました、中学校の建築にも入りました、そして今度は幼稚園、そういう教育の場をまず整備するにはあり余るお金はどんどんありません。しかし、有利ないわゆる交付金がいつ来るという、こういう待ちの姿勢も正直ございました。町民が誘致企業をしろと言われて、よし来た、身銭を切って3億、4億ぶち込むぞと、そこでやったはいいが来なかったんでは困るわけですから、多少石橋をたたく部分もある。その中で、岸本議員が見られた、どうも町長は弱気じゃないかというふうに映るかもしれません。しかし、決してそうではないということを確認いただくと同時に、いよいよこの3億4,000万の巨額な資金を投入しますんで、もうこれは待たないということ、今、岸本議員がおっしゃるように、もっともっといわゆる積極的に私もこのことに当たりますし、議員の皆さんも、対岸の火事じゃなくて、町のことでありますから積極的に私に何なりと投げかけていただきたい。そして、一緒になって成功する、よかったなと言えるような、そういう三田のパークがいよいよ動き始めたということをご理解いただいて、これから皆さんと一緒にやっていきたい、これが本当の本音の本音の本音であります。以上でございます。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 従来、これまでの三田テクノパークについても、このようなパンフレットつくって企業誘致というか、そういうことをやってきたんですね。その中に、先ほど町長が、まず最初に進出してきた業種によってこの全体の性格がもう決まってしまうんだ、固定化されるんだというお話でしたが、果たしてそうでしょうか。ここでは3区画に分けてるんですね、A、B、C、それぞれ1ヘクタールから1.5ぐらい。今言ったように、私が一つのランドデザインというのは、いろんな業種が来てもすみ分けできるような、そういったデザインを今からしっかり立てていく。このAゾーンには例えば福祉関連の業種が入っ

ても、そこはAゾーンは福祉関連だと。ほんでB、Cは製造業だと。そういうような今から構想をしっかりと練り上げて、いつでも智頭ではこういう準備をしていますから来てもらえませんかというその取り組みですね、その姿勢を出していかと、今は本当に自治体間で企業のとり合いですね。

この間も言いましたが、鳥取市や倉吉市ではオーダーメイド型工場といいますか、相手の要望に沿った工場を自治体がつくってそれをレンタルをしていくというような、本当に進出していく企業にとっては負担の軽いような政策をどんどん打ち出していますので、智頭町もそういったものに負けないようなやっぱり優遇策といいますか、魅力のある政策を含めた、今言った、私がグランドデザインを早急に出すべきではないかという提案ですので、このことについてはもうこれを最後にしますので、もう一度全体を含めた、優遇策を含めた、今回を契機に早急にこの一、二年のうちにそういった構想をやっぱり立ち上げていくんだというような、そこの姿勢についてのお考えをお聞かせください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 当然、25年度中に設計して26年度に施工ということになりますから、もう待たないであります。今、岸本議員がおっしゃる意味も理解はできます。そういった中で、どういうふうにグランドデザインをやるか、それはまだこれからスタート、早急に考えるということで、業種をどう大きな意味で静かな業種にするのか、あるいは音がするような業種いろいろありますんで、そのあたりも精査しながら考えさせていただくということで、この問題は執行部のみならず、皆さんと一緒に考える大問題、智頭町にとって大きなテーマであると思いますんで、その節はまたよろしくお願ひしたいということで、早急にグランドデザインも私の頭の中で構想を描こうと思っております。以上です。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では続いて、次の質問に移らせていただきます。

同和対策事業の一環として行われた本折小集落事業に伴う住宅新築資金、宅地取得資金の滞納問題についてお尋ねをいたします。

この事業は本折地区の劣悪な住環境の改善に大きく寄与した事業でしたが、残念ながら開始以来35年以上経過した現在でも資金の返還が終了していません。このことは、まだ事業が完了していないことになって思っています。この間、借り受け者や連帯保証人等も高齢化し、時には死亡による相続の問題などが発生し、

より複雑化して資金の返還が今まで以上に長期化することが予想されます。早期の事業完了を目指す上で、現行の貸付金返還条例での対応で十分なのかという点についてと、返還に一定のめどを立てるという意味で、タイムスケジュール的な目標設定を持つ考えがあるかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 現行の条例で対応し切れるかどうかでございますけども、住宅新築資金等貸付事業は地域改善対策事業の一環として制度化され、以来、資金の貸し付けにより対象地域の住環境整備は大きく改善されたところであります。また、借り受け人にとっても、物質的及び精神的な両面の自立を図る上で大きな役割を果たしてきたと考えております。しかし、この資金の償還は長期にわたることから、債務者が傷病、あるいは退職、あるいは高齢化等により著しい低収入となり、今後とも償還能力の回復が見込めないなどさまざまなケースが発生し、今日的に滞納となっている事案が多々存在しております。加えて、借り受け人や連帯保証人の死亡など人的変動も発生しているため、収納事務は大変苦慮しているところであります。

こうした中、貸付条例及び同規則に基づいて適正かつ円滑に償還されているものもあれば、徴収困難なものにあっては、私法上の債権として法的措置の検討を要する事案が存在するのも事実であります。滞納の現状からしますと、貸付金を返してもらうという当たり前のことがなかなかできておりません。したがって、法的措置を考える上で、今まで債権者としての権利をどこまで相手方滞納者に知らしめてきたかという点も踏まえ、あらゆる手だてを講じながら法的な手段を検討してまいりたいと、このように考えております。

それから、済みません、タイムスケジュールのほうはまた後でいいですか。タイムスケジュールも言っときましょうか。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 私が今回、現行の条例で対応し切れるのかという質問した一つの意味には、当時、事業を行ったとき、条例をつくったときに、借り受け人や保証人が生きていううちに返済が終わって事業が完了するだろうという多分前提だったと思うんです。でも、先ほど町長が述べたように、そういった時間の経過の中で借り受け人がいろんな予期せぬ出来事等が起こって返済が停滞してきたと。結局は、当事者が高齢化をして亡くなっていく、そしてなかなか今、家族

がずっと一つにまとまっておればいいんですが、当然若者は出ていくというような事態も発生して、現在ここには住んでいないような人も多々できております。そういった中で、やはり土地や家屋の相続というものに法的な難しい面ができてきて、結果として、じゃあ誰が最終的に支払っていくのかというような問題が出ていると思うんですね。だから、私は今の現行の条例でそういったことに十分対応し切れるのかという質問をしているわけです。そこについて、いま一度町長としてどのように感じてるのか、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今、まさに議員もおっしゃった、そういう世の中の変遷によって最初の考えとだんだん世の中が変わって、死亡されたり、いろいろということで苦慮しておるのが現状ということは周知のごとくです。

事務レベルの条例ということになりますとちょっと実務的になりますんで、税務住民課長のほうから条例等々の現状を説明させたいと思いますんで、お願いします。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） 条例、規則が制定された当時に比べて、今日的には岸本議員ご指摘のとおり、長期の滞納、あるいは滞納額も多額になり、さらに既存の条例の枠だけでは償還に結びつかないという徴収困難事案が存在しております。これに対してできるだけ円滑かつ効果的に滞納処理を行うということにつきまして、町としては法的措置を講ずるまでにやはり何らかの基準というものも明らかにしておいて、その上で対応していくということも大事だろうというふうには私は思います。したがって、例えばそういう困難事案に当たりましたはマニュアルと申しますか、要項的なものも作成しておくということで、今後、滞納のそれぞれの事案を精査した上で検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今の現行の条例では、条例で対応し切れない部分は最終的に私法上の債権ということで民事という形に持っていつてるんですが、当然当事者にとっては自分が払えない分が民事にかけられるということでは納得できる部分があると思うんですが、相続人ですね、当事者が亡くなって相続人が、自分たちが、じゃあそういった民事の場にぼんと立たされるということについてはなかなか納得できないような場合があると思うんです。だから、今、課長が言われ

たように、条例から民事に移るまでに何らかの対応をしていくんだというような趣旨の発言があったように理解してるんですが、やっぱりそこら辺というのをしっかり当事者とといいますか、相続人等に対応していくというようなお考えだということによって理解してよろしいのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 西沖税務住民課長。

○税務住民課長（西沖和己） おっしゃるように、一つの例を用いますと、借り受け者も、そして連帯保証人も亡くなったという場合において、債権者としては債務の継承を第三者に委ねるような働きかけもする必要があるわけでありまして。しかし、現状ではそういったスケジュール的なもの、あるいはマニュアルという表現で用いましたけども、そういったものが位置づけがないわけでありまして。滞納処理規則の中にもそういったものは位置づけておりません。ですから、滞納の現実に鑑みてケース・バイ・ケース、滞納の例えば徴収困難な事案においては、順序を追ってこういった対応をしていくといったものの位置づけというか、内規を設ける必要もあるだろうというふうに思っております。

○議長（谷口雅人） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 大体、今、現行の条例の部分については、多分対応し切りれない部分があるんで新たなマニュアル的なものつくっていかうということを知りましたので、もう一つ、これまで事業開始以来35年以上経過してる中で、まだこれをだらだらと言ったらちょっと失礼です、確かに現場は本当にもう夜もかけて一生懸命徴収をしておりますのでね、頭が下がる思いなんですけど、やはりこれから事業開始以来40年も50年もかけるようなことでいいのかなという気がするんです。やっぱり行政としての、これから、これぐらいまでにはある程度めどをつけるんだというような強い意思といいますかね、そういった意味でのタイムスケジュール的な目標設定を持った方がいいのではないかなという私の思いですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 今おっしゃるように、滞納、これも本当に担当の課は努力してやってくれております。ちなみに、平成24年度末で滞納の内訳言いますと、45件ございましたけども、うち27件は現在払っていただいております。これは少しずつではありますが払っていただいております。これもやっぱり係、担当の努力だと、私はそういう評価をしております。

そこで、35年経過して、これいつまでずるずる行くんだいということであり
ますが、これがなかなかちょっと正直、この住宅新築資金等貸付事業におき
ましては滞納者の生活事情は各自が異なっておりますし、完納に向けた目標値を
タイムスケジュール化することは現状では困難であると、このように考えており
ますが、おっしゃるように担当課も一生懸命頑張っておりますので、困難と考
えますが、早期完納に向けて努力してまいるということにさせていただきたいと、
このように思っております。

○議長（谷口雅人） 岸本議員、最後です。

○7番（岸本眞一郎） この問題の中に、私が指摘したいのは、これは制度を利用
した人の側だけの問題でなくて、一つ、行政側の問題として、既に資金を返済
し終わっているのに土地の登記等が進んでいない、自分のものにならないという
事案等もこの中に含まれていますのでね。これは、やっぱり行政側の問題だと私
は思いますので、できるだけそういう部分については早急に解決に向けての努力
をなさるべきだと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（谷口雅人） 寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 岸本議員のおっしゃるとおりで、これは行政の責任にお
いてやらなければいかんと、このようなことをしっかり思っております。以上で
す。

○7番（岸本眞一郎） 以上で私の質問を終了します。

○議長（谷口雅人） 以上で岸本眞一郎議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成25年12月12日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋

智頭町議会議員 高 橋 達 也